

第2次
うるま市地球温暖化対策実行計画
(事務事業編)

平成27年度～平成31年度

うるま市

平成27年11月(改定)

目 次

第1章 計画の背景	1
1.1 地球温暖化のメカニズムと平均気温	1
1.2 地球温暖化の影響	2
1.3 地球温暖化問題に係る国内外の動向	3
第2章 計画の基本的事項	5
2.1 計画策定の基本的な考え方	5
2.2 実行計画による効果	6
2.3 基準年度・計画期間	6
2.4 計画の対象範囲	7
2.5 対象とする温室効果ガス	8
第3章 温室効果ガスの排出実態	9
3.1 温室効果ガス総排出量	9
3.2 二酸化炭素排出量	10
3.3 庁舎別排出量	11
第4章 計画の目標	17
4.1 温室効果ガス削減目標の基本的な考え方	17
4.2 温室効果ガスの削減目標	17
第5章 目標達成に向けた取り組み	19
5.1 財やサービスの購入・使用にあたっての配慮	19
5.2 建築物の建築・管理にあたっての配慮	21
5.3 その他事務事業にあたっての配慮	21
第6章 計画の推進	22
6.1 推進体制	22
6.2 進行管理	24
6.3 実施状況等の調査・集計の流れ	24
6.4 計画の取り組み成果の公表	25
6.5 職員に対する研修・情報提供	25
資料編	27

第1章 計画の背景

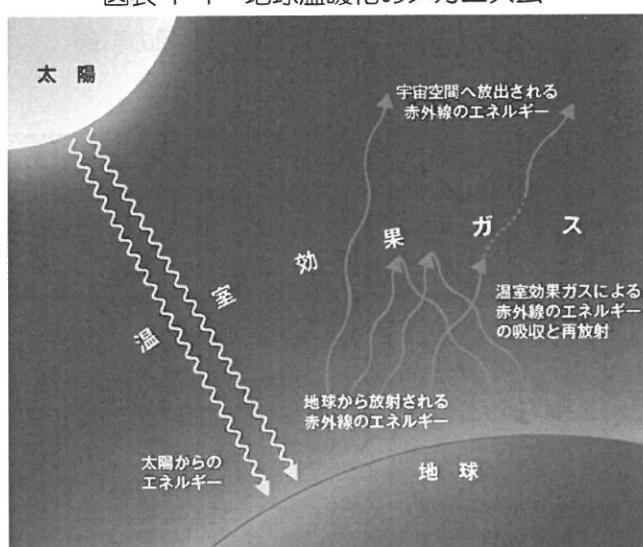
1.1 地球温暖化のメカニズムと平均気温

地球の気温は、太陽からのエネルギー（太陽光）と地球から宇宙空間へ放出されるエネルギー（主に赤外線）のバランスで、ほぼ一定（平均気温 14°C）に保たれています（図表 1-1 参照）。

しかし、現在、人類が化石燃料を大量に消費していることなどが原因で大気中の二酸化炭素（CO₂）などの温室効果ガスの濃度が上り、地表付近の大気の温度が上昇しています。これが「地球温暖化」と呼ばれる現象です。

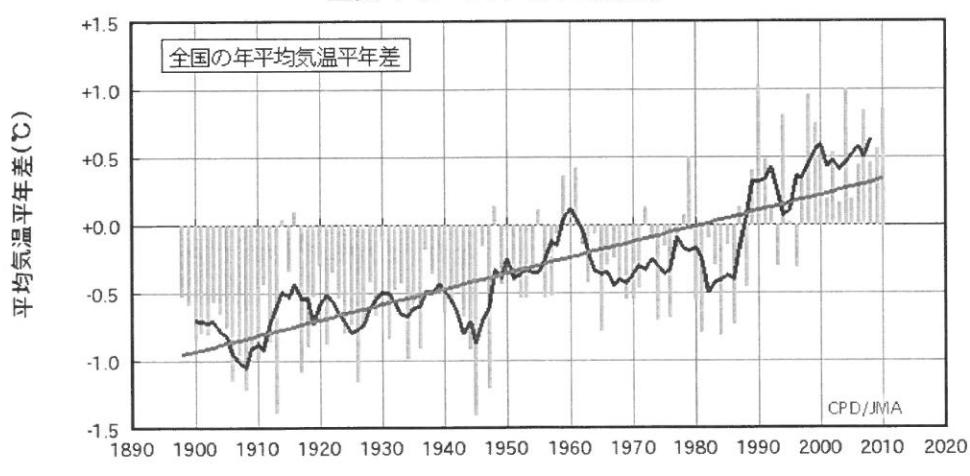
実際に、日本の年平均気温は、100 年あたり約 1.15°C の割合で上昇しており、特に 1990 年代以降、高温となる年が頻出しています（図表 1-2 参照）。

図表 1-1 地球温暖化のメカニズム



出典：パンフレット「STOP THE 温暖化 2008」 環境省 2008 年

図表 1-2 日本の平均気温



出典：気象庁 ウェブサイト (http://www.data.kishou.go.jp/climate/cpdinfo/temp/an_jpn.html)

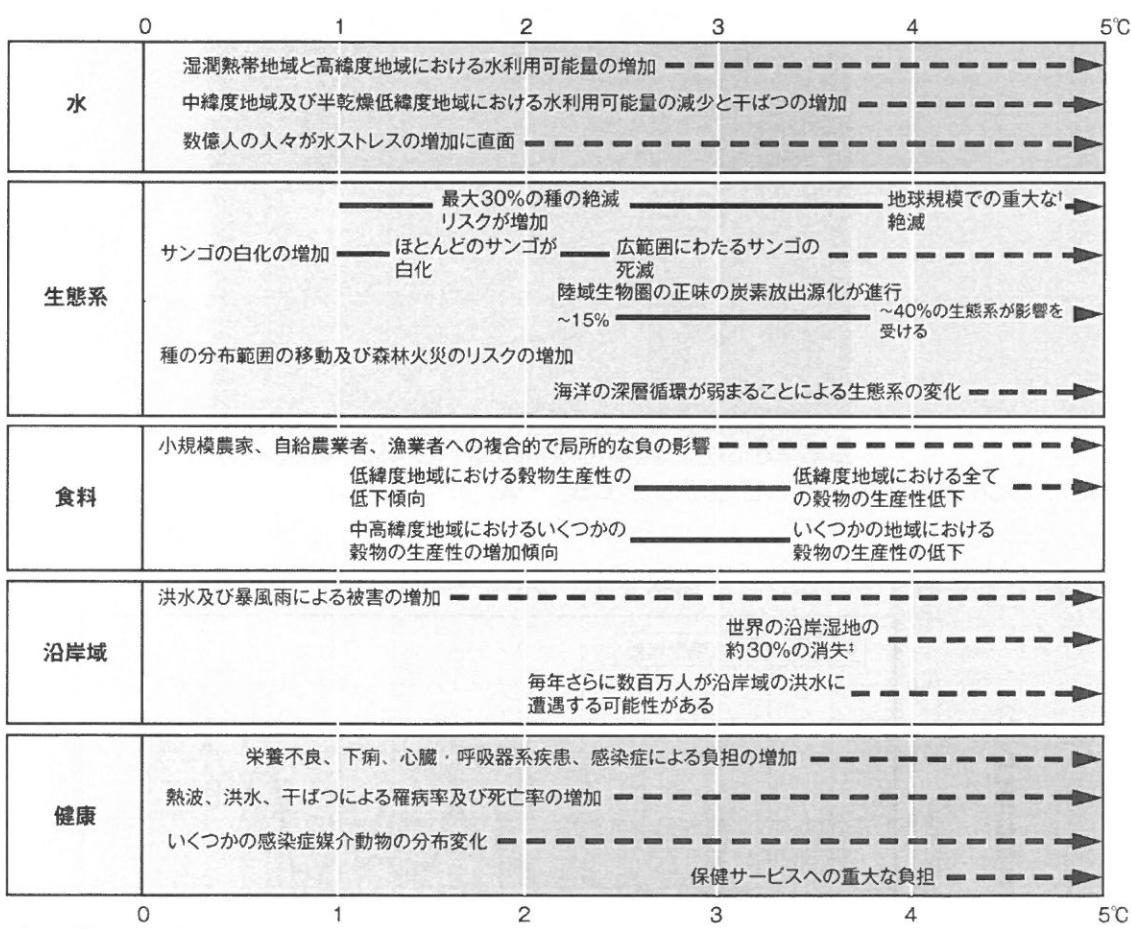
1.2 地球温暖化の影響

2007年12月に発表された、気候変動に関する政府間パネル（IPCC）の第4次報告書によると、今後100年の間に1.1～6.4℃気温が上昇すると予測されており、また、地球温暖化により生じる影響は自然環境や人間社会と多岐にわたります（図表1-3参照）。

地球温暖化の進行による影響は、地球規模でみると、海面が上昇し、数多くの島々が海に沈んでしまうリスクの増大があります。また、地球温暖化は、各地で水の循環に影響を与えることにより異常気象を起こし、洪水が多発する地域がある一方、渇水や干ばつに見舞われる地域も出てきます。この結果、地域により穀物生産性の変化が顕著に現れます。さらには、気温上昇による熱中症患者の増加や Dengue熱や日本脳炎が発生する可能性が高まる等健康への影響や、サンゴの白化現象などの生態系への影響も懸念されています。

特に日本は、沿岸域に人口・産業が集中しており、このような地域は地球温暖化に対する脆弱性が高いと考えられます。

図表1-3 地球温暖化の影響の事例



(注) 影響は、適応の程度、気温変化の速度、社会経済の経路によって異なる。

1980～1999年に対する世界年平均気温の変化（℃）。

黒い線は影響間のつながりを表し、点線の矢印は気温上昇に伴い継続する影響を示す。

出典：「IPCC 第4次評価報告書統合報告書政策決定者向け要約」 文部科学省・経済産業省・気象庁・環境省 2007年

1.3 地球温暖化問題に係る国内外の動向

1997年12月に京都市で開催された「気候変動に関する国際連合枠組条約第3回締約国会議(COP3)」において「京都議定書」が採択され、先進国には温室効果ガスの削減目標が課され、各国において取り組みが進められています。これにより、我が国は、2008年～2012年において、温室効果ガスの排出量を基準年である1990年比で6%削減する事を国際的に約束しました。

我が国では、「京都議定書」における6%削減目標を確実に達成するため、1998年10月に「地球温暖化対策の推進に関する法律」(平成10年法律第117号)を制定し、この法律に基づき、地球温暖化対策に関する必要な施策等が実施されています(図表1-4参照)。

図表1-4 国内の地球温暖化対策動向

法律等	概要	備考
「地球温暖化対策の推進に関する法律」(温対法)	国、地方公共団体、事業者および国民それぞれが温室効果ガス排出抑制への取り組みを行う責務を定めるとともに、国、地方公共団体及び事業者が自ら排出する温室効果ガスの排出抑制に関する措置を計画的に進めるための枠組みを定める。 国、地方自治体は自らの事務事業活動から排出される温室効果ガスに関する計画策定の義務づけ(実行計画)。	1998年10月制定 法律第20条の3
	特例市以上に対して実行計画及び地域推進計画を統合した「地方公共団体実行計画」の策定の義務づけ(新実行計画)。	法律第20条の3第3項
「京都議定書目標達成計画」	温対法に基づき、国、地方公共団体、事業者及び国民の基本的役割が明確に位置づけられる。 特に「地方公共団体」の基本的役割として以下のものが明記。 ①地域の特性に応じた対策の実施 ②率先した取組の実施 ③地域住民等への情報提供と活動推進	2005年4月閣議決定 2008年3月全部改訂
「温室効果ガスの算定・報告・公表制度」	温対法に基づき、温室効果ガスを一定量以上排出する者に温室効果ガスの排出量を算定し、国に報告することを義務付け、国が報告されたデータを集計・公表する制度。	2006年4月施行
「エネルギーの使用の合理化に関する法律」(省エネ法)	石油危機を契機にエネルギー使用の合理化に関する措置等を規定。 京都議定書採択以降、数次の改正を行い、対策を強化。 自動車の燃費基準や電気機器などのトップランナー基準の導入。	1979年制定 1998年6月改正
	大規模工場に準ずる大規模オフィスビルなどにエネルギー管理義務。	2002年6月改正
	運輸、工場・事業場、住宅・建築物分野における対策を強化。	2005年8月改正
	事業者単位でのエネルギー管理を義務づけ、コンビニなどにも拡大したほか、住宅・建築物の省エネ対策を強化、拡充。	2008年5月改正

その後、2010年（H22）に気候変動枠組条約締約国会議[COP-16（メキシコ）]における「カンクン合意」にて、2020年（H32）に向けた温室効果ガス削減目標を1990年（H2）比で25%削減するとしたが、今後のエネルギー政策を検討することとなった。

その結果、2013年（H25）気候変動枠組条約締約国会議[COP-19（ポーランド）]で、2020年（H32）に向けた温室効果ガス削減目標を2005年（H17）度比で3.8%削減することとなった。

新目標は、原子力発電の活用のあり方を含めたエネルギー政策が検討中であることを踏まえ、原子力発電による温室効果ガスの削減目標を含めずに設定した現時点での目標。今後、エネルギー政策の検討の進展を踏まえて見直し、確定的な目標を設定することとしている。

第2章 計画の基本的事項

2.1 計画策定の基本的な考え方

うるま市では、これまで地球温暖化対策に資する ESCO 事業の導入をはじめとした省エネルギー対策や省資源・再利用をとおして二酸化炭素排出量の削減を含め、率先して環境負荷の低減に努めてきました。

また、うるま市は、地域の大規模な事業者・消費者であることから、さらに積極的な地球温暖化対策を取り組むため、自ら排出する温室効果ガスの削減のための数値目標と、その目標を達成するための具体的な取り組みを明らかにした「うるま市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を平成23年3月に策定し、市民・事業者の地球温暖化対策の積極的な取り組みを促進してまいりました。今回、計画期間の満了に伴い、新たに「第2次うるま市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を策定します。

なお、本計画は「地球温暖化対策の推進に関する法律」第20条の3^(参考)に基づく実行計画として策定するものです。

参考：「地球温暖化対策の推進に関する法律」第20条の3（抜粋）

（地方公共団体実行計画等）

第二十条の三 都道府県及び市町村は、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

2 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 計画期間

二 地方公共団体実行計画の目標

三 実施しようとする措置の内容

四 その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項

（中略）

8 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

10 都道府県及び市町村は、毎年一回、地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況（温室効果ガス総排出量を含む。）を公表しなければならない。

2.2 実行計画の策定による効果

地方公共団体は、当該行政区域において、温室効果ガス排出量の比較的大きい経済主体となるため、自らの事務・事業により排出される温室効果ガスの排出量を抑制することは、地域全体における温室効果ガス排出量の実質的な削減に寄与するものであり、また、地方公共団体自身が率先的な取組を行うことにより地域の模範となることが求められます。

実行計画の策定により期待されるその他の効果として、以下が挙げられます。

①グリーン調達の推進

実行計画には、低公害車・低燃費車や太陽光等の自然エネルギーの導入といった温室効果ガス排出抑制のための措置に関する目標が盛り込まれます。すべての都道府県や市町村が具体的な目標を掲げて環境への負荷の少ない製品やサービスを計画的に導入することで、政府の取組と相まって、我が国全体としてみると、大きなマーケットを創出することができます。

②事務経費の削減

紙、電気、水の使用量、廃棄物の発生量などを抑制することは、事務経費の削減にもつながります。実行計画の策定や実施により、地球温暖化防止上の効果と経済効果を同時に達成することができます。

③温室効果ガス排出抑制対策に関する経験・知見の蓄積

地方公共団体には、事業者や住民に身近な公共セクターとして、地球温暖化対策に関する情報提供等の支援を行うことが期待されています。自らの取組を通じて、取組実施上の課題や効果などについて経験や知見が蓄積され、具体例を含め、事業者や住民に対する情報提供や助言をより効果的に行うことができます。

出典：「地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・改訂の手引き」

環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 平成 26 年 3 月

2.3 基準年度・計画期間

本計画の数値目標の基準年度は前計画と同様に平成 21 年度とし、計画期間は平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年間とします（図表 2-1 参照）。

ただし、うるま市は、統合庁舎建設工事も進められていることもあり、社会情勢の変化や計画の進捗状況により、必要に応じて見直しを行います。

図表 2-1 基準年度と計画期間

基準年度	平成 21 年度
計画の期間	平成 27 年度から平成 31 年度（5 年間）

2.4 計画の対象範囲

本計画の対象範囲は図表 2-2 に示す部局等が行う施設の運営、管理及び事務の執行に関する範囲です。なお、指定管理者により運営される施設は本来、「地球温暖化対策推進計画法」に基づく当該計画の対象施設には含まれませんが、妥当性、一貫性、正確性などの一定の条件を確保した上で算定対象に含めることが可能であり、うるま市が率先して地球温暖化対策を進めるためにも指定管理者により運営される施設も本計画の対象範囲に含めることにしました。

図表 2-2 計画の対象範囲

庁舎	本庁舎		企画部、総務部、福祉部、市民部、会計課、議会事務局、選挙管理委員会事務局、監査委員会事務局
	石川支所		経済部、都市計画部、農業委員会事務局
	与那城支所		建設部
	勝連支所		教育委員会 教育部、指導部
	消防本部		消防本部・具志川消防署、石川消防署、与勝消防署、平安座出張所
	水道庁舎		水道部
市長部局出先機関	福祉部	生活福祉課	健康福祉センター（うるみん）
		子ども・子育て対策室	みどり町児童センター、宮城児童館、屋慶名児童館、なかきす児童センター、いしかわ児童館、きむたかこどもセンター
		保育課	安慶名保育所、豊原保育所、石川保育所、きむたか保育所、与那城保育所
	経済部	農政課	農家高齢者創作館・農民研修施設
		企業立地雇用推進課	いちゅい具志川じんぶん館、石川地域活性化センター舞天館、IT事業支援センター
		商工観光課	安慶名闘牛場、石川多目的ドーム、あやはし館、東照間地内工場、世界遺産勝連城跡休憩所
	水道部	下水道課	石川終末処理場
	建設部	維持管理課	公園（85力所）、街区公園（64力所）、近隣公園（9力所）、地区公園（3力所）、運動公園（1力所）、総合公園（1力所）、風致公園（1力所）、都市緑地（6力所）
	都市計画部	区画整理課	うるま市地域交流センター
教育委員会出先機関	教育部	生涯学習振興課	石川地区公民館、勝連地区公民館（シビックセンター）、与那城地区公民館
		生涯スポーツ課	具志川運動公園管理事務所、具志川総合体育館、具志川総合グラウンド、具志川庭球場、具志川野球場、喜屋武マーブ公園庭球場、具志川ドーム、具志川多種目球技場、石川体育館、石川プール、石川屋内運動場、石川庭球場、石川野球場、与那城総合公園陸上競技場、与那城総合公園多目的広場、与那城総合公園庭球場、与那城総合公園多種目球技場、勝連総合グラウンド、勝連B&G海洋センター
		文化課	市民芸術劇場、石川会館、きむたかホール、石川歴史民族資料館、与那城歴史民族資料館、海の文化資料館
	指導部	図書館	中央図書館、石川図書館、勝連図書館
		学務課	幼稚園（18校）、小学校（18校）、中学校（10校）
	給食センター	給食センター	給食調理センター調理場（7力所）

2.5 対象とする温室効果ガス

地球温暖化対策推進法第2条3項には6種類の温室効果ガスが規定されており、平成27年4月1日より、三ふつ化窒素(NF3)を加える規定が施行されます。そのうち、ハイドロフルオロカーボン(HFC)、パーフルオロカーボン(PFC)、六ふつ化硫黄(SF6)、三ふつ化窒素(NF3)については、排出量の算定が困難であることと、日本の温室効果ガス排出量の占める割合が小さいことから、うるま市からの排出量も小さいものと想定されます(図表2-3参照)。

したがって、本計画で対象とする温室効果ガスは、二酸化炭素(CO₂)、メタン(CH₄)、一酸化二窒素(N₂O)の3種類の温室効果ガスを対象物質とします。

図表2-3 地球温暖化対策推進法第2条3項に規定されている6種類の温室効果ガス

温室効果ガスの種類	主な発生源	地球温暖化係数 ^(注1)	日本の排出量割合(%) ^(注2)	本計画の対象物質
二酸化炭素(CO ₂)	電気の使用、ガソリン・灯油等化石燃料の燃焼等	1	92.8	○
メタン(CH ₄)	ボイラー等燃料の燃焼、自動車の走行(距離)、稲作、家畜の腸内発酵等	21	1.5	○
一酸化二窒素(N ₂ O)	ボイラー等燃料の燃焼、自動車の走行(距離)、病院での笑気ガス使用等	310	1.5	○
ハイドロフルオロカーボン(HFC)	カーエアコンや冷蔵庫などの冷媒用に使用、廃棄時等	140～11,700	1.7	-
パーフルオロカーボン(PFC)	PFCが冷媒に封入されている製品の使用、廃棄時等	6,500～9,200	0.2	-
六ふつ化硫黄(SF6)	絶縁ガスとして封入された電気機械器具類の使用、廃棄時等	23,900	0.1	-

(注1) 大気中に放出された単位重量の当該物質が地球温暖化に与える効果を、CO₂を1として相対値として表したもの。

(注2) 平成24年度温室効果ガス排出量(確定値)より作成。

出典：環境省 ウェブサイト (<http://www.env.go.jp/earth/ondanka/ghg/index.html>)

第3章 温室効果ガスの排出実態

3.1 温室効果ガス総排出量

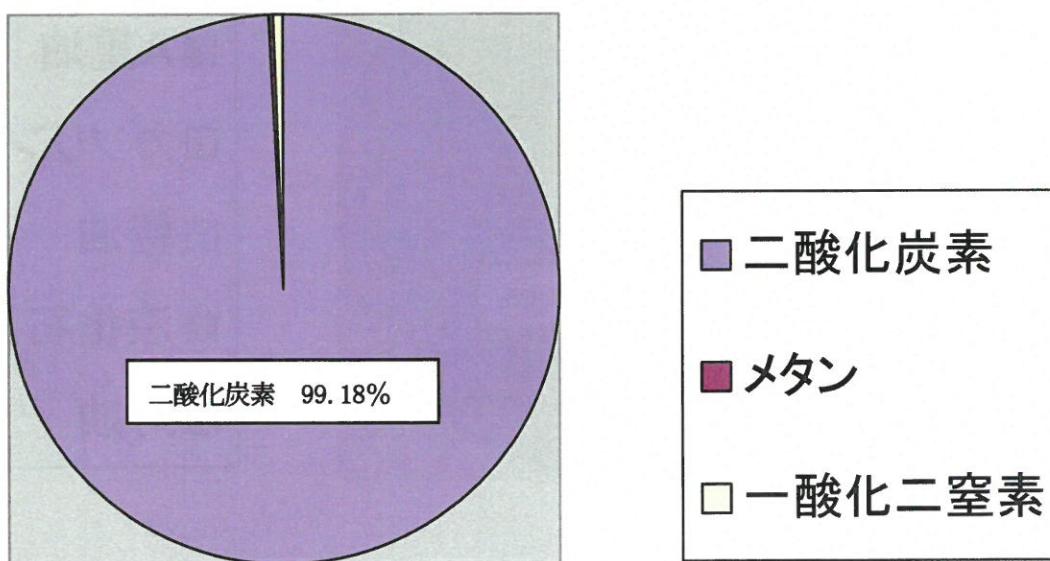
うるま市の事務事業に伴い発生する温室効果ガス総排出量は、基準年度である平成21年度において、21,357 t-CO₂ の値を示しています（図表3-1 参照）。

温室効果ガス種類別の排出量は、二酸化炭素が全体の99.18%（21,180 t-CO₂）と大部分を占めており、以下、一酸化二窒素が0.60%（129 t-CO₂）、メタンが 0.22%（48 t-CO₂）と続きます。

図表3-1 温室効果ガス総排出量

対象ガス	主な発生源	排出量 (t-CO ₂)	排出割合 (%)
二酸化炭素 (CO ₂)	ガソリン等燃料使用、電力使用	21,180	99.18%
メタン (CH ₄)	下水処理	48	0.22%
一酸化二窒素 (N ₂ O)	下水処理	129	0.60%
温室効果ガス (GHG)	-	21,357	100%

温室効果ガス割合



3.2 二酸化炭素排出量

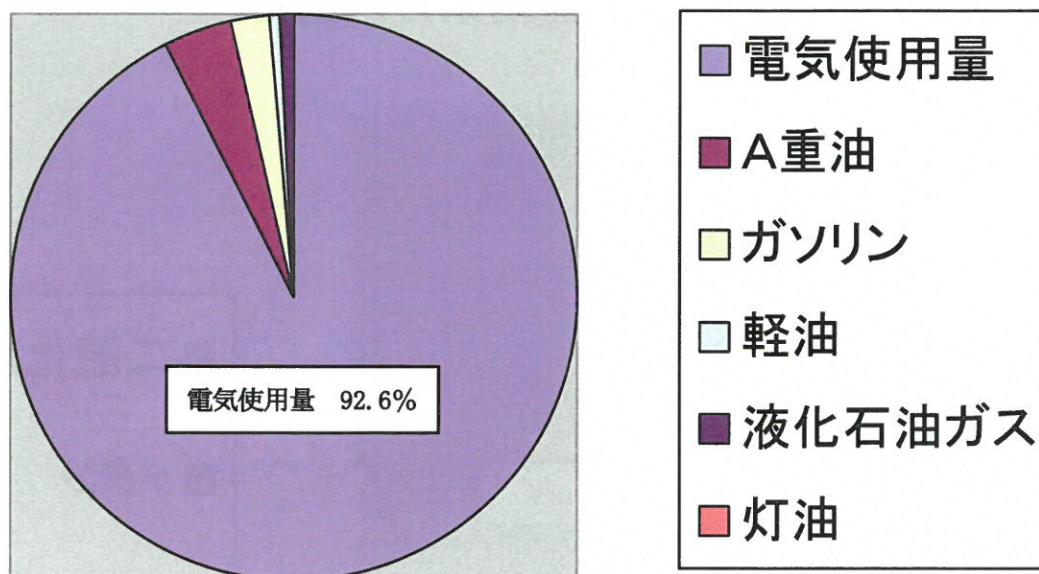
温室効果ガス総排出量の 99.18% を占める二酸化炭素を発生源別にみると、電気の使用量が 19, 619 t-CO₂ (92. 6%) と最大です (図表 3-2 参照)。

次いで、A 重油が 780 t-CO₂ (3. 7%)、ガソリンが 463 t-CO₂ (2. 2%) となっており、上位 3 種類で二酸化炭素排出量の 98. 5% の割合を占めています。

図表 3-2 発生源別二酸化炭素排出量

二酸化炭素発生源	排出量 (t-CO ₂)	排出割合 (%)
電気使用量	19, 619	92. 6
A重油	780	3. 7
ガソリン	463	2. 2
軽油	165	0. 8
液化石油ガス(LPG)	136	0. 6
灯油	17	0. 1
合 計	21, 180	100

二酸化炭素排出割合



3.3 庁舎別排出量

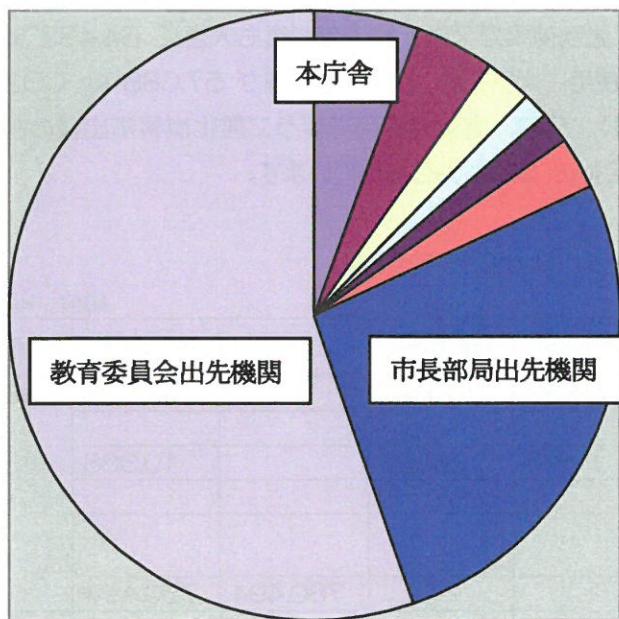
庁舎別の温室効果ガス排出量をみると、教育委員会出先機関が 11,848,104 kg-CO₂ (55.3 %) と最も大きく、次いで、市長部局出先機関が 5,630,360 kg-CO₂ (26.6 %)、本庁舎が 1,199,267 kg-CO₂ (5.6 %) と続きます（図表 3-3 参照）。

図表 3-3 庁舎別排出量

単位 : kg - CO₂

計画対象施設	二酸化炭素	メタン	一酸化二窒素	温室効果ガス	排出割合 (温室効果ガス)
本庁舎	1,199,267	0	0	1,199,267	5.6%
石川支所	884,460	0	0	884,460	4.1%
与那城支所	550,807	0	0	550,807	2.6%
勝連支所	288,604	0	0	288,604	1.3%
消防本部	386,474	0	0	386,474	1.8%
水道局	568,573	0	0	568,573	2.7%
市長部局出先機関	5,453,891	47,901	128,568	5,630,360	26.6%
教育委員会出先機関	11,848,104	0	0	11,848,104	55.3%
合 計	21,180,180	47,901	128,568	21,356,649	100%

庁舎別排出割合



■ 本庁舎

■ 石川支所

□ 与那城支所

□ 勝連支所

■ 消防本部

■ 水道局

■ 市長部局出先機関

□ 教育委員会出先機関

①本庁舎

本庁舎から排出される温室効果ガスは、総務部が 1,030,661 kg-CO₂ (85.9 %) と最も大きく、その発生源のほとんどが電気の使用 (993,788 kg-CO₂) です。(図表 3-4 参照)。また、二番目に高い排出量は市民部の 95,254 kg-CO₂ (7.9 %) であり、主な発生源であるガソリンが 55,640 kg-CO₂ の値を示しています。

図表 3-4 本庁舎の排出量

単位 : kg-CO₂

対象ガス	発生源	企画部	総務部	福祉部	市民部	議会事務局他	発生源別計	対象ガス計
二酸化炭素 (CO ₂)	ガソリン	5,379	31,749	57,180	55,640	2,068	152,016	1,199,267
	灯油							
	軽油		1,713	156	39,614	28	41,511	
	A重油							
	液化石油ガス (LPG)		3,411				3,411	
	電気使用量	102	993,788	8,439			1,002,329	
メタン (CH ₄)	下水処理							0
一酸化二窒素 (N ₂ O)	下水処理							0
温室効果ガス (GHG)	5,481	1,030,661	65,775	95,254	2,096	1,199,267		
温室効果ガス排出割合	0.5%	85.9%	5.5%	7.9%	0.2%	100%		-

②石川支所

石川支所から排出される(電気を除く) 温室効果ガスは、経済部が最も大きく 64,432 kg-CO₂ (7.3 %) であり、その中でもガソリンの使用に伴う二酸化炭素の排出量が 57,088 kg-CO₂ と最も大きな値を示しています(図表 3-5 参照)。なお、電気の使用に伴う二酸化炭素排出量の合計値は 780,494 kg-CO₂ であり、温室効果ガス全体の 88.2 %を占めています。

図表 3-5 石川支所の排出量

単位 : kg-CO₂

対象ガス	発生源	経済部	都市計画部	農業委員会	(電気)	発生源別計	対象ガス計
二酸化炭素 (CO ₂)	ガソリン	57,088	32,883	3,627		93,598	884,460
	灯油						
	軽油	7,344	496	2,528		10,368	
	A重油						
	液化石油ガス (LPG)						
	電気使用量				780,494	780,494	
メタン (CH ₄)	下水処理						
一酸化二窒素 (N ₂ O)	下水処理						
温室効果ガス (GHG)	64,432	33,379	6,155	780,494	884,460		
温室効果ガス排出割合	7.3%	3.8%	0.7%	88.2%	100%		-

③与那城支所

建設部が配置されている与那城支所からの温室効果ガス排出量は、550,807 kg-CO₂ の値を示しています（図表 3-6 参照）。

発生源別にみると、電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量が 327,794 kg-CO₂ であり、温室効果ガス全体の 59.5 %を占めています。

図表 3-6 与那城支所の排出量

単位：kg-CO₂

対象ガス	発生源	建設部	(電気)	発生源別計	対象ガス計
二酸化炭素 (CO ₂)	ガソリン	65,193		65,193	550,807
	灯油				
	軽油	43,088		43,088	
	A重油	1,336		1,336	
	液化石油ガス(LPG)	841		841	
	電気使用量	112,555	327,794	440,349	
メタン (CH ₄)	下水処理				
一酸化二窒素 (N ₂ O)	下水処理				
温室効果ガス (GHG)		223,013	327,794	550,807	
温室効果ガス排出割合		40.5%	59.5%	100%	-

④勝連支所

勝連支所から排出される（電気を除く）温室効果ガス排出量は、教育部が 17,474 kg-CO₂ (6.1 %)、指導部が 16,539 kg-CO₂ (5.7 %) の値を示しています（図表 3-7 参照）。

なお、電気の使用に伴う二酸化炭素排出量は 254,591 kg-CO₂ であり、温室効果ガス全体の 88.2 %を占めています。

図表 3-7 勝連支所の排出量

単位：kg-CO₂

対象ガス	発生源	教育部	指導部	(電気)	発生源別計	対象ガス計
二酸化炭素 (CO ₂)	ガソリン	14,184	15,825		30,009	288,604
	灯油					
	軽油	3,290	714		4,004	
	A重油					
	液化石油ガス(LPG)					
	電気使用量			254,591	254,591	
メタン (CH ₄)	下水処理					
一酸化二窒素 (N ₂ O)	下水処理					
温室効果ガス (GHG)		17,474	16,539	254,591	288,604	
温室効果ガス排出割合		6.1%	5.7%	88.2%	100%	-

⑤消防本部

消防本部から排出される温室効果ガス排出量は 386,474 kg-CO₂ であり、その中でも電気の使用が 279,335 kg-CO₂ と最も高く、次いで、ガソリンの使用が 67,990 kg-CO₂、軽油の使用が 30,687 kg-CO₂ の値を示しています（図表 3-8 参照）。

図表 3-8 消防本部の排出量

単位：kg-CO₂

対象ガス	発生源	消防本部	発生源別計	対象ガス計
二酸化炭素 (CO ₂)	ガソリン	67,990	67,990	386,474
	灯油	7,346	7,346	
	軽油	30,687	30,687	
	A重油			
	液化石油ガス(LPG)	1,116	1,116	
	電気使用量	279,335	279,335	
メタン (CH ₄)	下水処理			
一酸化二窒素 (N ₂ O)	下水処理			
温室効果ガス (GHG)		386,474	386,474	-

⑥水道局

水道局から排出される温室効果ガス排出量は 568,573 kg-CO₂ であり、その中でも電気の使用が 550,956 kg-CO₂ と最も高く、次いで、ガソリンの使用が 17,617 kg-CO₂ の値を示しています（表 3-9 参照）。

図表 3-9 水道局の排出量

単位：kg-CO₂

対象ガス	発生源	水道局	発生源別計	対象ガス計
二酸化炭素 (CO ₂)	ガソリン	17,617	17,617	568,573
	灯油			
	軽油			
	A重油			
	液化石油ガス(LPG)			
	電気使用量	550,956	550,956	
メタン (CH ₄)	下水処理			
一酸化二窒素 (N ₂ O)	下水処理			
温室効果ガス (GHG)		568,573	568,573	-

⑦市長部局出先機関

市長部局出先機関から排出される温室効果ガス排出量は、経済部が 2,197,982 kg-CO₂ (39.0 %) と最も高い値を示しており、以下、建設部が 2,030,302 kg-CO₂ (36.1 %)、福祉部が 1,133,012 kg-CO₂ (20.1 %)、都市計画部が 212,450 kg-CO₂ (3.8 %)、市民部が 56,614 kg-CO₂ (1.0 %) と続きます (図表 3-10 参照)。

経済部は、電気の使用が 2,193,100 kg-CO₂ と最も高いが、そのうち、指定管理者運営施設からの排出量が大きいものと考えられます。また、建設部も電気の使用が 1,854,928 kg-CO₂ と高いが、これは、石川終末処理場からの排出が寄与しているものと考えられます。

図表 3-10 市長部局出先機関の排出量

単位 : kg-CO₂

対象ガス	発生源	福祉部	経済部	建設部	都市 計画部	市民部	発生源 別計	対象 ガス計
二酸化炭素 (CO ₂)	ガソリン							5,453,891
	灯油	5,827	3,361				9,188	
	軽油							
	A重油	102,424					102,424	
	液化石油ガス(LPG)	11,439	426				11,865	
	電気使用量	1,013,322	2,193,100	1,854,928	212,450	56,614	5,330,414	
メタン (CH ₄)	下水処理		297	47,604			47,901	47,901
一酸化二窒素 (N ₂ O)	下水処理		798	127,770			128,568	128,568
温室効果ガス (GHG)	1,133,012	2,197,982	2,030,302	212,450	56,614	5,630,360		
温室効果ガス排出割合	20.1%	39.0%	36.1%	3.8%	1.0%	100%	-	

⑧教育委員会出先機関

教育委員会出先機関から排出される温室効果ガス排出量は、指導部が 9,533,239 kg-CO₂ (80.5 %)、教育部が 2,314,865 kg-CO₂ (19.5 %)の値を示しています(図表 3-11 参照)。

指導部の 8,701,994 kg-CO₂ と多くを占める電気の使用は、幼稚園、小学校、中学校の各学校からの排出が影響しているものと考えられます。また、 676,703 kg-CO₂ と二番目に排出量の多いA重油は、給食センターからの排出が寄与しているものと考えられます。

教育部からの排出量は、電気の使用が 2,278,673 kg-CO₂ と全体のほとんどを占めています。なお、教育部の中では、市民芸術劇場等を管理する文化課からの温室効果ガス排出量の割合が高い値を示しています。

図表 3-11 教育委員会出先機関の排出量

単位 : kg-CO₂

対象ガス	発生源	教育部	指導部	発生源別計	対象ガス計
二酸化炭素 (CO ₂)	ガソリン	29,388	7,251	36,639	11,848,104
	灯油				
	軽油	6,804	28,207	35,011	
	A重油		676,703	676,703	
	液化石油ガス(LPG)		119,084	119,084	
	電気使用量	2,278,673	8,701,994	10,980,667	
メタン (CH ₄)	下水処理				
一酸化二窒素 (N ₂ O)	下水処理				
温室効果ガス (GHG)		2,314,865	9,533,239	11,848,104	
温室効果ガス排出割合		19.5%	80.5%	100%	-

第4章 計画の目標

4.1 温室効果ガス削減目標の基本的な考え方

うるま市の事務事業に伴う温室効果ガス排出量の削減にあたっては、それぞれの特性に応じて効果的に排出抑制に向けた取り組みを推進することが必要です。

このため、本計画における温室効果ガス排出量に関する削減目標は、全体に占める割合の高い温室効果ガスの排出量を中心に削減を目指します。また、職員一人ひとりが削減対策に取り組める実効的な目標設定を行います。

4.2 温室効果ガスの削減目標

前計画では、うるま市の事務事業から排出する温室効果ガスの平成21年度総排出量を基準年度とし、平成22年度は現状維持、以降、毎年1.5%削減することにより計画期間最終年度の平成26年度までに、6.0%を削減目標と定めていました。

しかし、削減率の考え方は「計画期間最終年度時点で、計画期間の平均値が基準年度値と比べ6.0%削減されているか」となります。

よって、本第2次計画においては、基準年度は変更せず、平成26年度の実績率が図表4-1に示すように9.04%削減となっており、平成27年度から平成31年度までの計画期間5年間の平均値を基準年度と比べ、11.0%の削減率とし図表4-2のとおり設定します。

なお、温室効果ガス削減に毎年の数値目標を立てることにより進行管理にメリハリがつけられるものと考えられます。

図表4-1 温室効果ガス個別及び総排出量の削減目標（実績値）

温室効果ガス	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
二酸化炭素 (CO ₂) (実績)	基準年度	基準年度の 現状維持 (-1.16%)	1.5% (-0.12%)	3.0% (-5.08%)	4.5% (-3.25%)	6.0% (-9.47%)
メタン (CH ₄) (実績)		基準年度の 現状維持 (6.25%)	1.5% (2.08%)	3.0% (16.67%)	4.5% (20.83%)	6.0% (41.67%)
一酸化二窒素 (N ₂ O) (実績)		基準年度の 現状維持 (5.43%)	1.5% (1.55%)	3.0% (15.50%)	4.5% (20.16%)	6.0% (42.64%)
温室効果ガス 総排出量(GHG) (実績)	基準年度	基準年度の 現状維持 (-1.11%)	1.5% (-0.11%)	3.0% (-4.91%)	4.5% (-3.05%)	6.0% (-9.04%)

※それぞれの年度のパーセンテージは、基準年度と比較しての単年度の削減目標です。

※（単年度実績率）を表しています。

前計画では、うるま市から排出される温室効果ガスは、二酸化炭素（CO₂）が99.18%と大部分を占めることから、温室効果ガス総排出量と同様に5年間で6%削減、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）についても、温室効果ガス総排出量と同様に設定されておりましたが、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）については、下水汚水量にて算定するものであり、汚水量が増えれば数値は上がるものです。よって、第2次計画においては、温室効果ガス総排出量に対して、計画期間5年間の平均値を基準年度と比べ、11.0%を削減目標と定めます。

図表4-2 温室効果ガス個別及び総排出量の削減目標（第2次計画）

温室効果ガス	平成21 年度	平成26 年度	計画期間					平均値
			平成27 年度	平成28 年度	平成29 年度	平成30 年度	平成31 年度	
二酸化炭素 (CO ₂)	基準 年度	19,175	—	—	—	—	—	—
メタン (CH ₄)		68	—	—	—	—	—	—
一酸化二窒素 (N ₂ O)		184	—	—	—	—	—	—
温室効果ガス 総排出量 (GHG)	削減実績率		削減目標率					
	0.0%	9.0%	10.0%	10.5%	11.0%	11.5%	12.0%	11.0%
	実績値		削減目標値					
	21,357	19,427	19,221	19,115	19,008	18,901	18,794	19,008

※それぞれの年度の削減目標率や削減目標値は、基準年度と比較しての数値です。

うるま市の事務事業に伴い排出される温室効果ガス総排出量を平成31年度までの計画期間5年間の平均値を基準年度と比較して11.0%削減します。

$$\text{削減目標 } 21,357 \text{ (t-CO}_2) \times 11.0\% = 2,349 \text{ (t-CO}_2)$$

第5章 目標達成に向けた取り組み

うるま市は地域の大規模な事業者の一つであることから、市内の各施設の省エネルギー対策や地球温暖化防止の視点により行動することで、率先して地球温暖化対策を行う必要があります。

5.1 財やサービスの購入・使用にあたっての配慮

本計画の目標を達成するためには、市民サービスの向上と省エネルギーの一層の推進等を両立させながら様々な取り組みを推進する必要があります。それらを踏まえ、以下に挙げる取り組みについて、積極的に推進します。

①電気機器等についての配慮

- エネルギー省エネ効率の高い電気機器の購入
- 電気製品の待機時消費電力の削減
- 自動販売機の照明オフや設置台数の制限などによる消費電力の低減の検討
- 冷房温度は28度を目安に温度設定の励行
- 残業時におけるスポットライト照明の利用促進
- 照明の間引きの検討
- 昼休み、退庁時等の不要な照明の消灯の励行
- 更衣室、書庫、会議室や給湯室などの照明のこまめな消灯の励行
- 使用しないOA機器（パソコン、プリンターなど）のスイッチオフの徹底
- 冷房や暖房の効果を高めるため、カーテンやブラインドの有効活用
- 支障のない範囲でエレベーター運転の一部停止の検討
- エレベーターでなく階段の利用
- 給湯器の適正な管理

参考：電気機器等の配慮の省エネ効果

○外気温度31℃の時、エアコン（2.2kW）の冷房設定温度を27℃から28℃にした場合（使用時間：9時間/日）

年間で電気 **30.24kWh^(注1)** の省エネ → CO2削減量 **27.3kg^(注2)** の効果

○冷房を1日1時間短縮した場合（設定温度：28℃）

年間で電気 **18.78kWh^(注1)** の省エネ → CO2削減量 **15.8kg^(注2)** の効果

○12Wの蛍光ランプ1灯の点灯時間を1日1時間短縮した場合

年間で電気 **4.38kWh^(注1)** の省エネ → CO2削減量 **3.7kg^(注2)** の効果

○デスクトップ型パソコンの利用時間を1日1時間短縮した場合

年間で電気 **31.57kWh^(注1)** の省エネ → CO2削減量 **26.5kg^(注2)** の効果

注1：「家庭の省エネ大辞典 2012年版」 省エネルギーセンター

注2：平成25年度の沖縄電力排出係数（0.903kg-CO2/kWh）をもとに算出

②自動車についての配慮

- ハイブリッド車、天然ガス自動車、電気自動車などの低公害車の導入
- 相乗りなど効率的な自動車使用の推進
- 自動車のタイヤ空気圧の調整や点検整備の励行
- 公共交通機関の積極的な利用
- ノーマイカーデーの推進
- エコドライブの実践

エコドライブ10のすすめ

1 ふんわりアクセル「eスタート」

「やさしい発進を心がけましょう。」

普通の発進より少し緩やかに発進する(最初の5秒で時速20キロが目安です)だけで11%程度燃費が改善します。やさしいアクセル操作は安全運転にもつながります。時間に余裕を持って、ゆったりした気分で運転しましょう。

2 加減速の少ない運転

「車間距離は余裕をもって、交通状況に応じた安全な定速走行に努めましょう。」

車間距離に余裕をもつことが大切です。車間距離を詰めたり、速度にムラのある走り方をすると、加減速の機会も多くなり、その市街地で2%程度、郊外で6%程度燃費が悪化します。また、同じ速度であれば、高めのギアで走行する方が燃費がよくなります。交通の状況に応じ、できるだけ速度変化の少ない安全な運転をしましょう。

3 早めのアクセルオフ

「エンジンブレーキを積極的に使いましょう。」

エンジンブレーキを使うと、燃料の供給が停止される(燃料カット)ので、2%程度燃費が改善されます。停止位置が分かったら、早めにアクセルから足を離して、エンジンブレーキで減速しましょう。また減速したり、坂道を下る時にはエンジンブレーキを活用しましょう。

4 エアコンの使用を控えめに

「車内を冷やし過ぎないようにしましょう。」

気象条件に応じて、こまめに温度・風量の調整を行いましょう。特に夏場に設定温度を下げすぎないことがポイントです。外気温25℃の時に、エアコンを使用すると、12%程度燃費が悪化します。

5 アイドリングストップ

「無用なアイドリングをやめましょう。」

10分間のアイドリング(ニュートラルレンジ、エアコンOFFの場合)で、130cc程度の燃料を浪費します。待ち合わせや荷物の積み下ろしのための駐停車の際にはアイドリングを止めましょう。

6 暖機運転は適切に

「エンジンをかけたらすぐ出発しましょう。」

現在販売されているガソリン乗用車においては暖機不要です。寒冷地など特別な状況を除き、走りながら温めるウォームアップ走行で充分です。暖機することにより走行時の燃費は改善しますが、5分間暖機すると160cc程度の燃料を浪費しますので、全体の燃料消費量は増加します。

7 道路交通情報の活用

「出かける前に計画・準備をして、渋滞や道路障害等の情報をチェックしましょう。」

1時間のドライブで、道に迷って10分余計に走行すると14%程度の燃費悪化に相当します。地図やカーナビ等を利用して、行き先及び走行ルートをあらかじめ計画・準備をしましょう。また道路交通情報をチェックして渋滞を避けねば燃料と時間の節約になります。カーナビやカーラジオ等で道路交通情報をチェックして活用しましょう。

8 タイヤの空気圧をこまめにチェック

「タイヤの空気圧を適正に保つなど、確実な点検・整備を実施しましょう。」

タイヤの空気圧が適正値より50kPa(0.5kg/cm²)不足した場合、市街地で2%程度、郊外で4%程度、それぞれ燃費が悪化します。また、安全運転のためにも定期的な点検は必要です。

9 不要な荷物は積まずに走行

「不要な荷物を積まないようにしましょう。」

100kgの不要な荷物を載せて走ると、3%程度燃費が悪化します。車の燃費は荷物の量に敏感です。運ぶ必要のない荷物は、車から下ろしましょう。

10 駐車場所に注意

「渋滞などをまねくことから、違法駐車はやめましょう。」

交通の妨げになる場所での駐車は交通渋滞をもたらし余分な排出ガスを出させる原因となります。平均車速が時速40kmから時速20kmに落ちると、31%程度の燃費悪化に相当すると言われています。

出典：「エコドライブ10のすすめ」 省エネルギーセンター

③事務用消耗品等についての配慮

- 古紙配合率が高く、白色度の低い紙の購入
- 再生紙が使用されているトイレットペーパーの購入
- グリーンマーク商品等環境配慮商品の優先的な購入
- 用紙類の使用量の削減（両面コピー、両面印刷の徹底・裏面使用可能な紙の利用）
- 再生紙などの再生品の活用
- 使用済み封筒の再利用
- 資料の共有化を図り、個人持ち資料の減量化の励行。
- 会議資料の回覧方式化の検討
- 印刷する冊子やパンフレットなどの適正な部数作成の励行

④水の使用についての配慮

- 節水機器の導入の検討
- 水使用量の把握と節水の励行の周知徹底
- ポットの残り湯を洗い物等に使う等水の有効利用
- 雨水タンク等の保守管理の徹底
- 水道水圧の調整等、水の使用削減の努力

5.2 建築物の建築・管理にあたっての配慮

うるま市では本計画に先駆けて、本庁舎、芸術劇場、石川庁舎及び与那城庁舎の四施設において、ESCO事業（省エネルギーの提案、施設の提供、維持・管理など包括的なサービス）を導入しており、電力使用量の削減効果をすでに発揮していますが、さらなる環境への配慮をします。

- 環境配慮型施設（グリーン庁舎）の整備
- 温室効果ガスの排出の少ない省エネルギー設備の導入
- 太陽光発電や風力等新エネルギーの導入の検討
- 省エネルギー型の機器・設備の導入の推進
- 自然光の有効利用
- 雨水等水の有効利用の検討
- 屋上緑化・壁面緑化（緑のカーテン）の推進
- 保水性舗装や高反射率塗装など、敷地や建物の被覆対策の検討
- バイオ燃料利活用の検討
- IT機器の外部サーバーファーム利用やクラウドサービス利用の検討
- 人体感知センサー付き照明設備の導入促進
- 遮熱効果の高い窓ガラスの設置やガラスフィルムの貼り付け検討

5.3 その他事務事業にあたっての配慮

- 夏季における衣服の軽装化（クールビズ）の実践
- 冬季における衣服の重ね着（ウォームビズ）の実践

第6章 計画の推進

6.1 推進体制

地球温暖化対策を推進するためには、各職場における職員一人ひとりが、日々の事務事業の中で本計画に掲げる取り組みを主体的、かつ積極的に実践する必要があります。また、うるま市として総合的かつ計画的に事務事業に係る温室効果ガスの削減に組織的に取り組む必要があることから、実行計画推進統括者、実行計画推進本部、実行計画推進会議、実行計画推進員、実行計画推進事務局を設けることにより地球温暖化防止対策の意識の高揚及び実践の徹底を図ります。

本計画の推進体制を図表 6-1 に示します。

①実行計画推進統括者

- 実行計画を推進するため、実行計画推進統括者（以下、「推進統括者」という。）を置き、推進統括者は市長とします。
- 実行計画に関する基本的事項及び必要事項等について、決定及び変更を行います。
- 実行計画に基づく措置の実施状況（温室効果ガス総排出量を含む）を公表します。

②実行計画推進本部

- 実行計画推進本部（以下、「推進本部」という。）は、本部長、副本部長、本部員をもって構成します。
- 本部長には副市長が、副本部長には教育長と市民部長が、本部員に企画部長をはじめ各部局長があたります。
- 実行計画の推進にあたって、取り組み方針等を決定し、指示を行います。
- 各部局の実行計画推進会議（以下、「推進会議」という。）から報告された実施状況や検討事項について審議します。
- 実行計画に基づく措置の実施状況（温室効果ガス総排出量を含む。）を公表する内容の確認を行います。
- 推進本部の事務局は、実行計画推進事務局（以下、「推進事務局」という。）とします。

③実行計画推進会議

- 各部局の部長級を議長とし、各部課長級で構成する推進会議を設置し、実行計画の実施状況の確認や意見交換を行い、実施における課題及び解決策を検討し、推進本部に報告します。
- 推進会議は、推進本部の方針を受け、実行計画推進員（以下、「推進員」という。）及び職員に対して指導、情報提供等を行います。
- 推進会議の庶務は各部局の主管課が担当します。

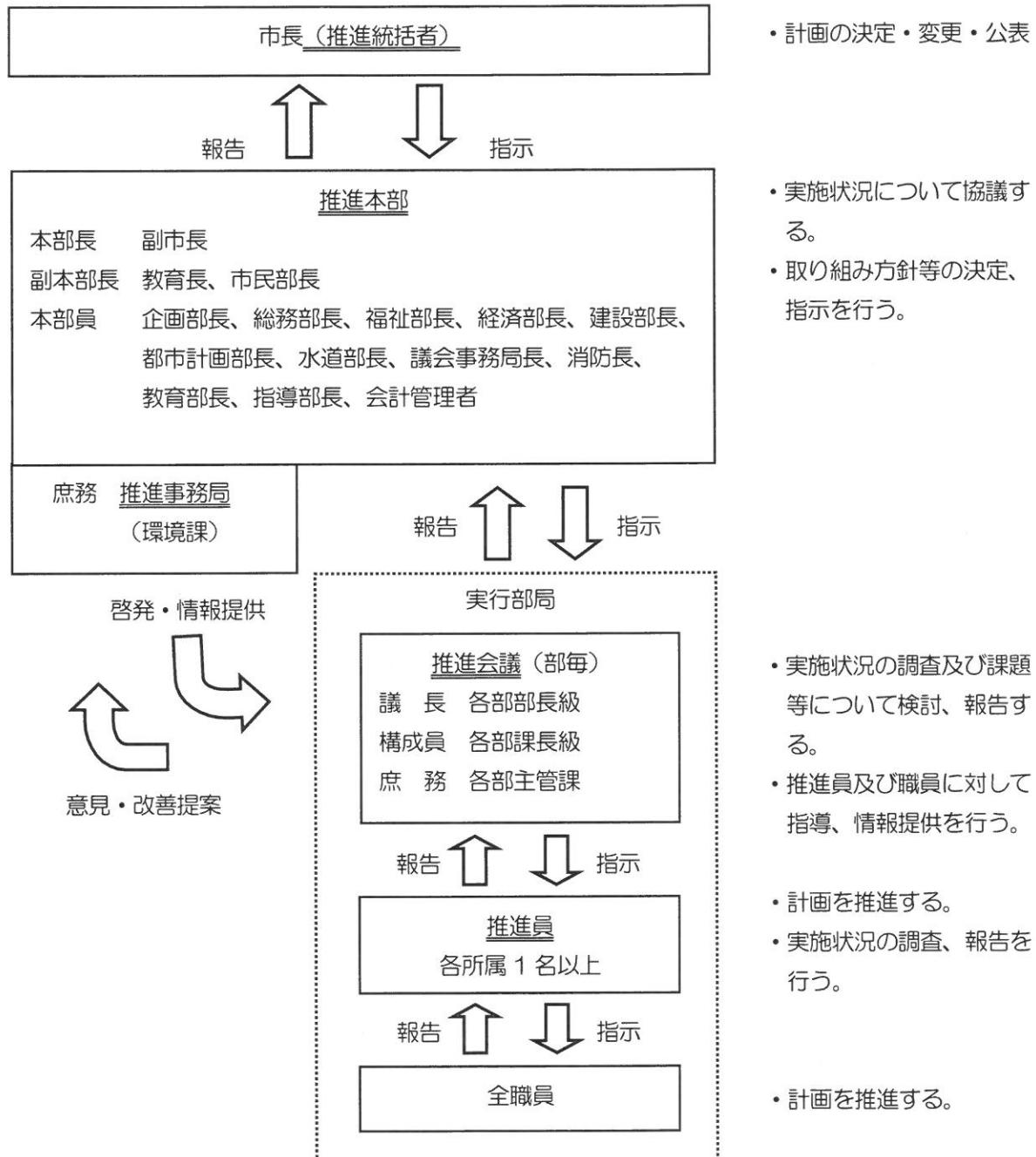
④実行計画推進員

- 推進員は、各所属課等の職員の中から所属長が指名します。
- 推進員は、実行計画の推進を図るとともに、実施状況等を推進会議に報告します。

⑤実行計画推進事務局

- 推進事務局は環境課に置き、推進本部の庶務を行います。
- データのとりまとめ、結果報告、全職員への啓発と情報提供を行います。

図表 6-1 本計画の推進体制



6.2 進行管理

本計画をより効果的に推進するために職員の取り組み成果を定期的に点検、評価し、必要に応じて取り組み内容や取り組み方法の見直しを図る必要があります。

図表 6-2 に示す PDCA (Plan-Do-Check-Action) サイクルにより進行管理を推進します。

図表 6-2 PDCA サイクル



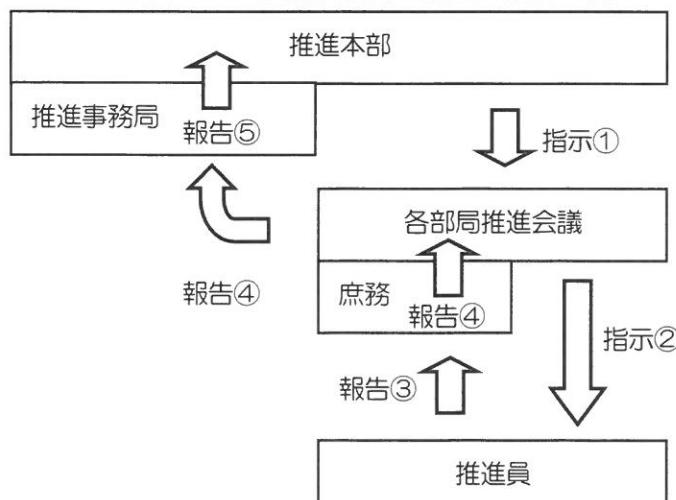
段階	主体	内容
計画 (Plan)	推進統括者	計画の決定及び変更を行い、推進本部に対して実行の指示を行います。
実施 (Do)	全職員	目標達成に向かって創意工夫をこらし、自主的、積極的に行動します。
点検 (Check)	推進会議	推進員の報告により実施状況を確認し、課題及び解決策を検討し、結果を推進本部に報告します。
改善 (Action)	推進本部	推進会議の報告、提案等を審議し、取り組みの改善を行います。実施状況から目標達成が困難であると認められる場合、外部機関の診断等を実施し、課題解決に努めます。

6.3 実施状況等の調査・集計の流れ

実施状況等の調査・集計の流れを図表 6-3 に示します。

- ①推進本部は、実行計画の実施状況及び改善等に必要な調査を実施するため、各部局の推進会議に指示します。
- ②各部局の推進会議は、指示に基づき推進員に調査を依頼します。
- ③推進員は、調査票を作成し、所属長の決裁を受けて各部局の推進会議へ提出します。
- ④各部局の推進会議庶務（各部主管課）は、推進員から報告された調査票の集計、取りまとめを行い、推進会議及び推進事務局に報告します。
- ⑤推進事務局は、各部局の推進会議から報告された調査報告書の集計、取りまとめを行い、推進本部へ報告します。

図表 6-3 実施状況等の調査・集計の流れ



6.4 計画の取り組み成果の公表

本計画の実施状況については、うるま市の広報紙やホームページなどで毎年公表します。

6.5 職員に対する研修・情報提供

本計画の取り組みを全庁的に徹底して推進するためには、職員一人ひとりが地球温暖化問題に関する認識を深め、本計画の取り組み項目を実践することが不可欠であることから、必要に応じて研修を行い地球温暖化防止の取り組みへの行動を促進します。

また、庁内放送を利用した呼びかけ、掲示板、回覧板等を利用することにより計画の進捗状況の周知を図り、職員の取り組みを促進します。

さらには、職員以外の来庁者や施設利用者に対しても、本計画の趣旨を伝達し、環境配慮の取り組みに協力するよう要請します。

資料編

算定方法	29
うるま市温室効果ガス（GHG）算出表（基準年度）	30
エネルギー使用量（平成 21 年度～平成 26 年度）の実績	33
温室効果ガス排出量の実績（平成 21 年度～平成 26 年度）及び削減目標値（平成 27 年度～平成 31 年度）	41
地球温暖化対策の推進に関する法律	53
うるま市地球温暖化対策実行計画推進本部設置規程	75

算定方法

① 燃料の使用に伴い発生する二酸化炭素(CO₂)の排出量算定

$$\text{CO}_2 \text{ 排出量} = \text{燃料使用量} \times \text{単位発熱量} \times \text{排出係数} \times 44/12$$

(kg-CO₂) (L等) (MJ/L等) (kg-C/MJ) (kg-CO₂/kg-C)

表1 燃料別の単位発熱量と排出係数

燃料	単位発熱量	排出係数
ガソリン(L)	34.6 (MJ/L)	0.0183 (kg-C/MJ)
灯油(L)	36.7 (MJ/L)	0.0185 (kg-C/MJ)
軽油(L)	38.2 (MJ/L)	0.0187 (kg-C/MJ)
A重油(L)	39.1 (MJ/L)	0.0189 (kg-C/MJ)
B重油(L)	41.7 (MJ/L)	0.0195 (kg-C/MJ)
液化石油ガス(LPG)(kg)	50.2 (MJ/kg) ^(注1)	0.0163 (kg-C/MJ)

参考：地球温暖化対策推進法施行例

(注1)：活動量がm³の場合、100.4MJ/m³を使用

実行計画策定マニュアル及び温室効果ガス排総排出量算定方法ガイドライン 平成19年 環境省

② 電気の使用に伴い発生する二酸化炭素(CO₂)の排出量算定

$$\text{CO}_2 \text{ 排出量} = \text{電気使用量} \times \text{排出係数}$$

(kg-CO₂) (kWh) (0.946kg-CO₂/kWh)^(注2)

(注2) 平成21年度の沖縄電力の排出係数

参考：温対法に基づく政府及び地方公共団体実行計画における温室効果ガス総排出量算定に用いる

平成21年度の電気事業者ごとの排出係数等の公表について

年度ごとに用いる沖縄電力(株)の二酸化炭素排出係数

	実排出係数 (t-co ₂ /kwh)	調整後排出係数 (t-co ₂ /kwh)	備 考
平成21年度	0.000946	0.000946	H21/12/28 発表
平成22年度	0.000931	0.000931	H22/12/27 発表
平成23年度	0.000935	0.000692	H24/01/17 発表
平成24年度	0.000932	0.000692	H24/11/06 発表
平成25年度	0.000903	0.000692	H25/12/19 発表
平成26年度	0.000858	0.000763	H26/12/05 発表

③ 下水の処理に伴い発生するメタン(CH₄)及び一酸化二窒素(N₂O)の排出量算定

$$\text{CH}_4 \text{ (N}_2\text{O) 排出量} = \text{下水処理量} \times \text{排出係数}$$

(kg-CH₄ (N₂O)) (m³) (kg-CH₄ (N₂O) /m³)

表3 下水の処理に伴うメタン及び一酸化二窒素の排出係数

施設の区分	CH ₄ 排出係数 kg-CH ₄ /m ³	N ₂ O 排出係数 kg-N ₂ O/m ³
終末処理場	0.00088	0.00016

参考：地球温暖化対策推進法施行例

活動量

平成21年度 うるま市 温室効果ガス(GHG)算出表			21年度 ガソリン使用量 L	21年度 灯油使用量 L	21年度 軽油使用量 L	21年度 A重油使用量 L	21年度 液化石油 ガス使用量 m3	21年度 電気使用量 kWh	21年度 下水処理量 m3
1 本庁舎	企画部	基地対策課							
2 本庁舎	企画部	秘書広報課	2,317						
3 本庁舎	企画部	情報課						108	
4 本庁舎	総務部	総務課	367						
5 本庁舎	総務部	管財課	13,308		654		568	1,050,516	
6 石川庁舎	石川支所	石川支所(電気共通)						825,047	
7 与那城庁舎	与那城支所	与那城支所(電気共通)						346,505	
8 勝連庁舎	勝連支所	勝連支所(電気共通)						269,124	
9 市長部局出先	福祉部	生活福祉課【出先機関 健康福祉センター うるみん】		37,800	63			869,739	
10 本庁舎	福祉部	介護長寿課	24,629					8,921	
11 本庁舎	福祉部	児童家庭課		60					
12 市長部局出先	福祉部	【出先機関 みどり町児童センター、宮城児童館、屋慶名児童館】			70			49,769	
13 市長部局出先	福祉部	保育課【出先機関 安慶】	2,341				1,773	151,658	
14 本庁舎	市民部	市民生活課	5,989	5,818					
15 本庁舎	市民部	市民課	1,475						
16 本庁舎	市民部	健康支援課	4,030						
17 本庁舎	市民部	国民健康保険	5,993	69					
18 本庁舎	市民部	環境課	6,478	9,237					
19 市長部局出先	市民部	【出先機関 浸出水処理施設】						59,846	
20 石川庁舎	経済部	農政課	8,507	1,028					
21 市長部局出先	経済部	【出先機関 農家高齢者創作館】						3,106	
22 石川庁舎	経済部	農水産整備課	8,861	211					
23 市長部局出先	経済部	【出先機関 農業集落排水処理施設】						60	16,087
24 石川庁舎	経済部	商工観光課	4,178	385					
25 市長部局出先	経済部	【出先機関 安慶名闘牛場、石川多目的ドーム、あやはし館、東照間地内工場】						400,234	
26 石川庁舎	経済部	企業立地雇用	3,043	1,180					
27 市長部局出先	経済部	【出先機関 いちゅい具志】	1,350				71	1,914,888	
28 与那城庁舎	建設部	土木課	12,526	15,398	493			56,134	
29 与那城庁舎	建設部	建築工事課	3,609					62,846	
30 与那城庁舎	建設部	下水道課	7,628	1,053			140		
31 市長部局出先	建設部	【出先機関 石川終末処理場】						1,960,812	2,576,000
32 与那城庁舎	建設部	用地課	4,317						
33 石川庁舎	都市計画部	都市計画課	8,683						
34 市長部局出先	都市計画部	【公園(81力所)、街区公園(62力所)、近隣公園(8力所)、地区公園(3力所)、						218,232	
35 石川庁舎	都市計画部	区画整理課	3,583						
36 市長部局出先	都市計画部	【出先機関 うるま市地域交流センター】						6,346	
37 石川庁舎	都市計画部	建築指導課	1,238						
38 石川庁舎	都市計画部	検査課	660	189					
39 消防本部	消防本部	消防本部	29,285	2,951	11,716		186	295,280	
40 水道部	水道部	総務課	90					156,045	
41 水道部	水道部	営業課	948						
42 水道部	水道部	工務課	2,565						
43 水道部	水道部	管理課	3,985					426,360	
44 勝連庁舎	教育部	総務課	2,918						
45 勝連庁舎	教育部	施設課	3,191	1,256					
46 教育出先機関	教育部	生涯学習振興	2,240	543				245,980	
47 教育出先機関	教育部	【石川地区公民館、勝連地区公民館(シックセンター)、与那城地区公民館】							
48 教育出先機関	教育部	生涯スポーツ課	5,460	1,268				774,127	
49 教育出先機関	教育部	【具志川運動公園管理事務所、具志川総合体育館、具志川総合グラウンド、具志川庭球場、喜屋武マ							
50 教育出先機関	教育部	文化課	4,690	786				1,110,441	
51 教育出先機関	教育部	【市民芸術劇場、石川会館、きむとかホール、石川歴史民族資料館、与那城歴史民族資料館、海の文							
52 教育出先機関	教育部	図書館(中央)	268					278,198	
53 勝連庁舎	指導部	学務課	3,462						
54 勝連庁舎	指導部	指導課	1,413						
55 勝連庁舎	指導部	教育研究所	123	272					
56 勝連庁舎	指導部	青少年センター	1,818						
57 教育出先機関	指導部	給食センター(給)	3,123		10,769	249,740	19,846	607,151	
58 教育出先機関	指導部	幼稚園(18校)、小学校(18校)						5,093,114	
59 教育出先機関	指導部	中学校(10校)						3,498,460	
60 本庁舎	議会事務局他	庶務課	759	11					
61 本庁舎	議会事務局他	選舉管理委員	132						
62 石川庁舎	農業委員会	農業委員会事	1,562	965					
		カソリン計	灯油計	軽油計	A重油計	液化石油 ガス計	電気計	下水 処理量計	
		199,453	6,642	62,869	288,033	22,717	20,739,047	2,592,087	
		21年度	21年度	21年度	21年度	21年度	21年度	21年度	

二酸化炭素 排出量							CH4・N2O 排出量		温室効果ガス	
21年度	21年度	21年度	21年度	21年度	21年度	21年度	21年度	21年度	21年度	21年度
ガソリン	灯油	軽油	A重油	液化石油ガス	電気	kg - co2 累計	下水処理	Kg-CH4 Kg-N2O	総計 Kg-GHG	温室効果ガス
kg-CO2	kg-CO2	kg-CO2	kg-CO2	kg-CO2	kg-CO2	kg - co2 累計				
1						0				
2	5,379					5,379				5,379
3						102				102
4	852					852				852
5	30,897	1,713		3,411	993,788	1,029,809				1,029,809
6					780,494	780,494				780,494
7					327,794	327,794				327,794
8					254,591	254,591				254,591
9			102,424	378	822,773	925,575				925,575
10	57,180				8,439	65,619				65,619
11		156				156				156
12				421	47,081	47,502				47,502
13		5,827		10,640	143,468	159,935				159,935
14	13,905	15,239				29,144				29,144
15	3,425					3,425				3,425
16	9,355					9,355				9,355
17	13,914	181				14,095				14,095
18	15,041	24,194				39,235				39,235
19					56,614	56,614				56,614
20	19,750	2,693				22,443				22,443
21					2,938	2,938				2,938
22	20,573	552				21,125				21,125
23					57	57		297	798	1,152
24	9,700	1,008				10,708				10,708
25					378,621	378,621				378,621
26	7,065	3,091				10,156				10,156
27		3,361		426	1,811,484	1,815,271				1,815,271
28	29,081	40,331	1,336		53,103	123,851				123,851
29	8,379				59,452	67,831				67,831
30	17,710	2,757		841		21,308				21,308
31				1,854,928	1,854,928	47,604	127,770			2,030,302
32	10,023					10,023				10,023
33	20,159					20,159				20,159
34				206,447	206,447					206,447
35	8,317					8,317				8,317
36				6,003	6,003					6,003
37	2,874					2,874				2,874
38	1,533	496				2,029				2,029
39	67,990	7,346	30,687	1,116	279,335	386,474				386,474
40	210				147,619	147,829				147,829
41	2,200					2,200				2,200
42	5,955					5,955				5,955
43	9,252			403,337	412,589					412,589
44	6,775					6,775				6,775
45	7,409	3,290				10,699				10,699
46	5,201	1,422		232,697	239,320					239,320
47						0				0
48	12,676	3,324		732,324	748,324					748,324
49						0				0
50	10,889	2,058		1,050,477	1,063,424					1,063,424
51						0				0
52	622			263,175	263,797					263,797
53	8,038					8,038				8,038
54	3,280					3,280				3,280
55	286	714				1,000				1,000
56	4,221					4,221				4,221
57	7,251	28,207	676,703	119,084	574,365	1,405,610				1,405,610
58					4,818,086	4,818,086				4,818,086
59					3,309,543	3,309,543				3,309,543
60	1,761	28				1,789				1,789
61	307					307				307
62	3,627	2,528				6,155				6,155
ガソリン計		灯油計	軽油計	A重油計	液化石油ガス計	電気計	kg - co2 累計	Kg-CH4 計	Kg-N2O 計	温室効果ガス
463,062	16,534	164,669	780,463	136,317	19,619,135	21,180,180	47,901	128,568	21,356,649	
21年度	21年度	21年度	21年度	21年度	21年度	21年度	21年度	21年度	21年度	温室効果ガス
463	17	165	780	136	19,619	21,180	48	129	21,357 t-GHG	
t-co2	t-co2	t-co2	t-co2	t-co2	t-co2	t - CO2	メタン			温室効果ガス(GHG)

エネルギー使用量(平成21年度～平成26年度)の実績

これまでのエネルギー使用量実績を、発生源別・対象範囲ごとに表と図にまとめます。

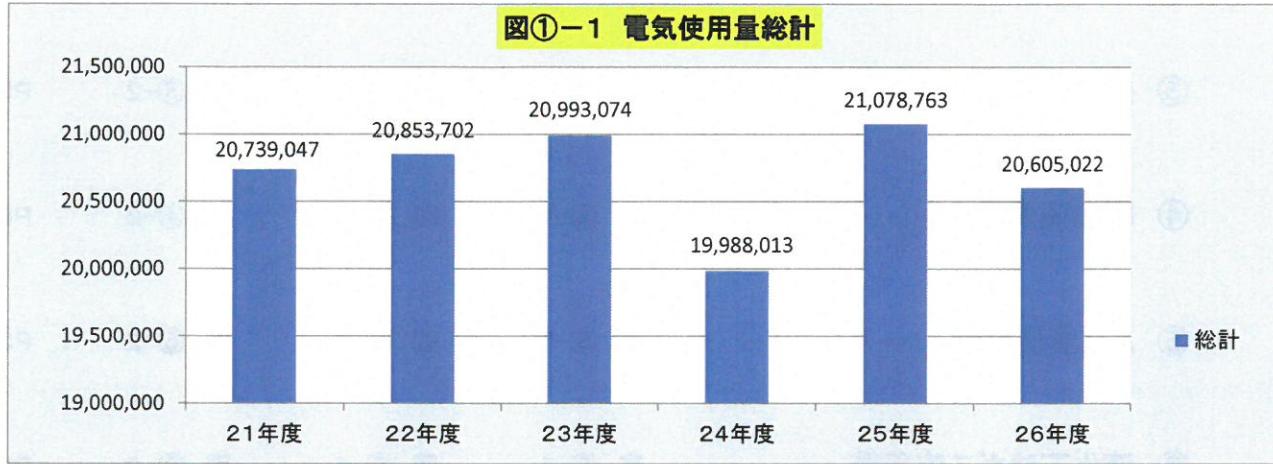
① 電気使用量	表 ①-1	図 ①-1	図 ①-2	P34
② ガソリン使用量	表 ②-1	図 ②-1	図 ②-2	P35
③ 灯油使用量	表 ③-1	図 ③-1	図 ③-2	P36
④ 軽油使用量	表 ④-1	図 ④-1	図 ④-2	P37
⑤ A重油使用量	表 ⑤-1	図 ⑤-1	図 ⑤-2	P38
⑥ 液化石油ガス使用量	表 ⑥-1	図 ⑥-1	図 ⑥-2	P39
⑦ 下水汚水量	表 ⑦-1	図 ⑦-1	図 ⑦-2	P40

①電気使用量

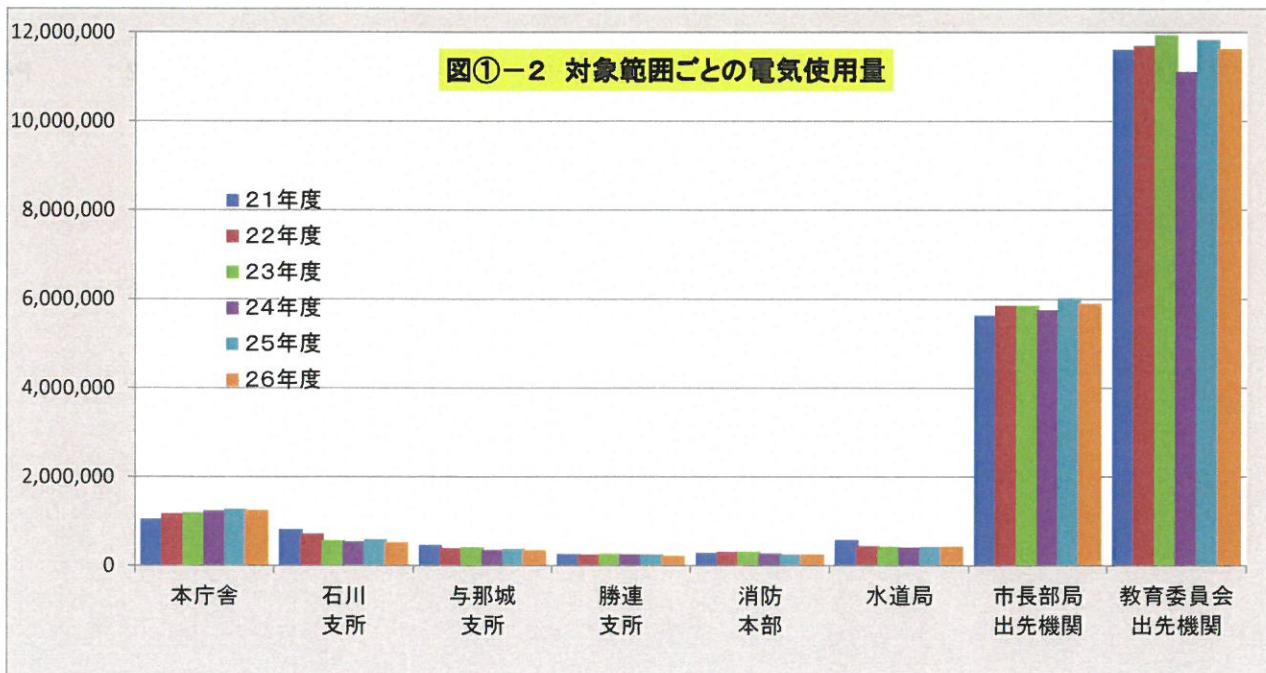
電気 /kwh	総計	基準 年度比	前 年度比	本庁舎	石川 支所	与那城 支所	勝連 支所	消防 本部	水道局	市長部局 出先機関	教育委員会 出先機関
21年度	20,739,047	—	—	1,059,545	825,047	465,485	269,124	295,280	582,405	5,634,690	11,607,471
22年度	20,853,702	0.55%	0.55%	1,166,851	720,096	399,949	255,913	316,308	442,960	5,854,948	11,696,677
23年度	20,993,074	1.22%	0.67%	1,202,385	568,946	419,707	264,068	316,307	429,390	5,853,010	11,939,261
24年度	19,988,013	-3.62%	-4.79%	1,239,440	550,933	363,629	257,123	281,850	416,131	5,761,874	11,117,033
25年度	21,078,763	1.64%	5.46%	1,275,007	596,500	386,446	261,184	258,711	434,884	6,027,394	11,838,637
26年度	20,605,022	-0.65%	-2.25%	1,252,996	527,656	354,018	232,159	260,533	440,532	5,904,761	11,632,367

表①-1

図①-1 電気使用量総計



図①-2 対象範囲ごとの電気使用量

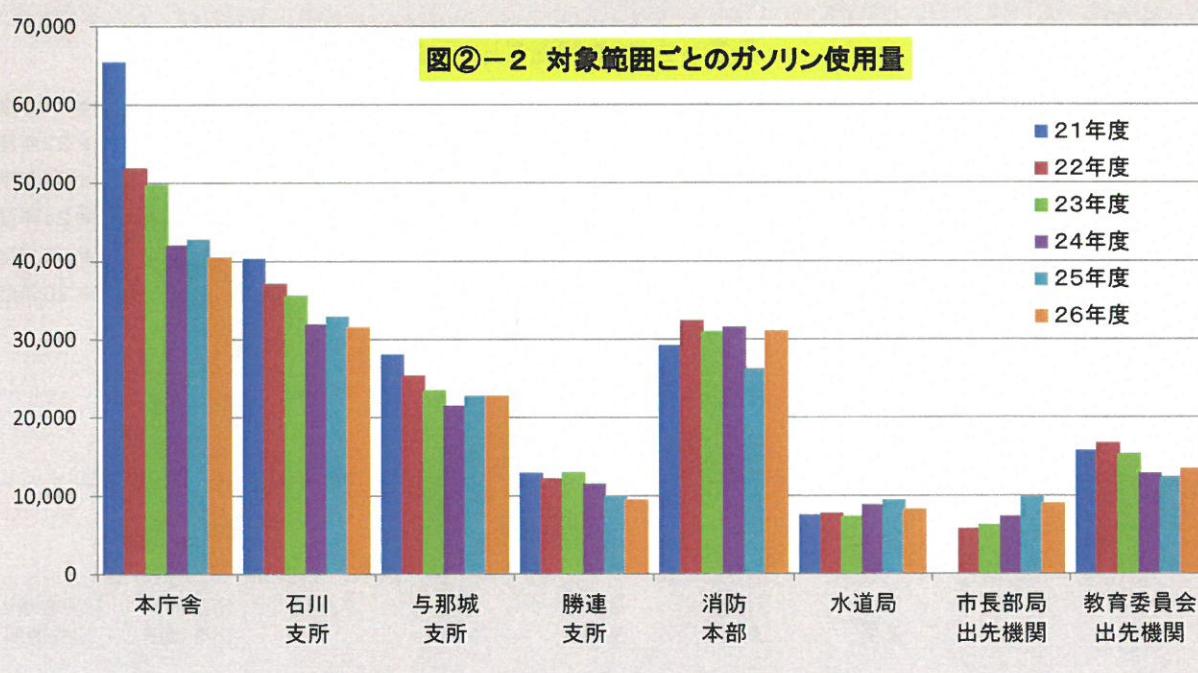


②ガソリン使用量

ガソリン/L	総計	基準年度比	前年度比	本庁舎	石川支所	与那城支所	勝連支所	消防本部	水道局	市長部局出先機関	教育委員会出先機関
21年度	199,453	—	—	65,478	40,315	28,080	12,926	29,285	7,588	0	15,781
22年度	189,561	-4.96%	-4.96%	51,952	37,170	25,439	12,228	32,447	7,799	5,800	16,726
23年度	181,989	-8.76%	-3.99%	49,801	35,625	23,528	13,021	30,971	7,391	6,278	15,374
24年度	167,918	-15.81%	-7.73%	42,080	32,020	21,531	11,557	31,602	8,869	7,405	12,854
25年度	166,764	-16.39%	-0.69%	42,807	32,966	22,814	10,010	26,310	9,517	9,906	12,434
26年度	166,389	-16.58%	-0.22%	40,537	31,603	22,821	9,530	31,139	8,289	9,018	13,452

表②-1

図②-1 ガソリン使用量総計

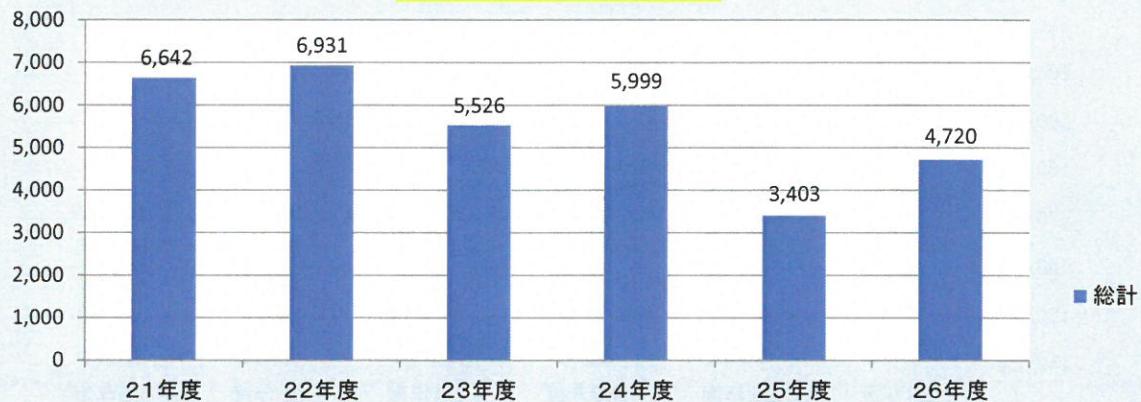


③灯油使用量

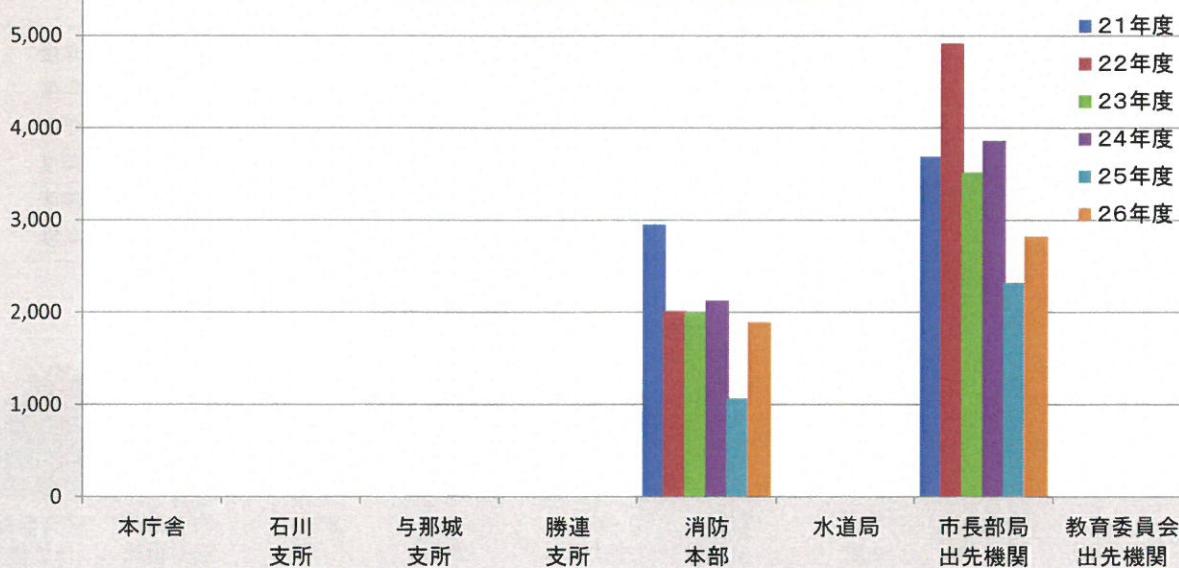
灯油/L	総計	基準年度比	前年度比	本庁舎	石川支所	与那城支所	勝連支所	消防本部	水道局	市長部局出先機関	教育委員会出先機関
21年度	6,642	—	—	0	0	0	0	2,951	0	3,691	0
22年度	6,931	4.35%	4.35%	0	0	0	0	2,015	0	4,916	0
23年度	5,526	-16.80%	-20.27%	0	0	11	0	1,998	0	3,517	0
24年度	5,999	-9.68%	8.56%	0	0	5	0	2,130	0	3,864	0
25年度	3,403	-48.77%	-43.27%	0	0	10	0	1,069	0	2,324	0
26年度	4,720	-28.94%	38.70%	0	0	0	0	1,895	0	2,825	0

表③-1

図③-1 灯油使用量総計



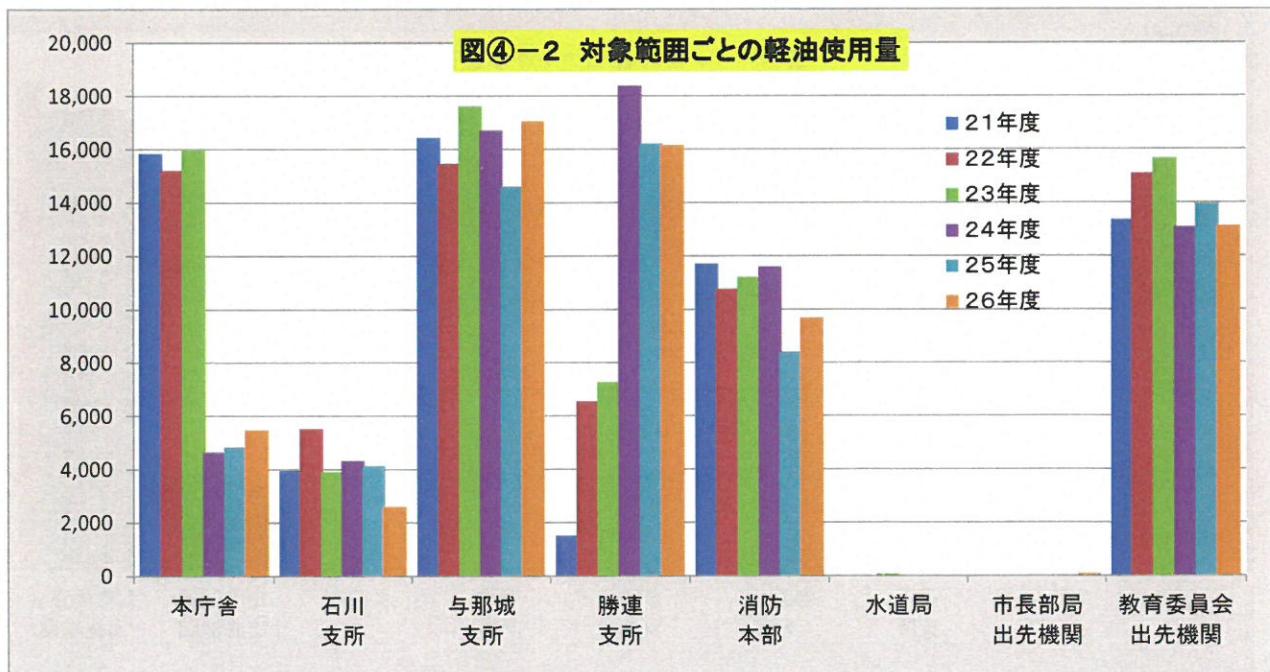
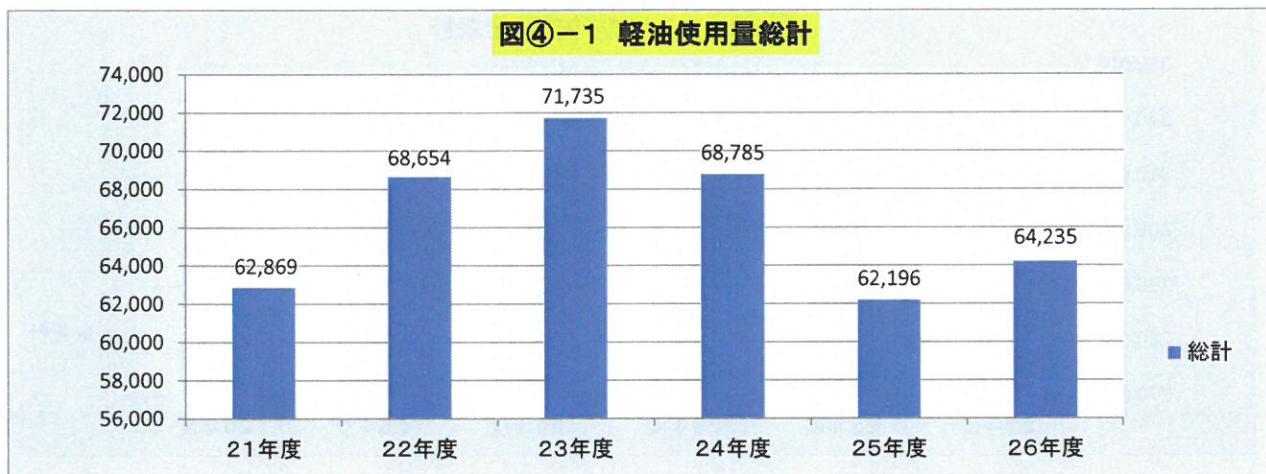
図③-2 対象範囲ごとの灯油使用量



④軽油使用量

軽油/L	総計	基準年度比	前年度比	本庁舎	石川支所	与那城支所	勝連支所	消防本部	水道局	市長部局出先機関	教育委員会出先機関
21年度	62,869	—	—	15,849	3,958	16,451	1,528	11,716	0	0	13,367
22年度	68,654	9.20%	9.20%	15,216	5,525	15,470	6,566	10,775	0	11	15,091
23年度	71,735	14.10%	4.49%	16,009	3,913	17,624	7,277	11,201	53	0	15,658
24年度	68,785	9.41%	-4.11%	4,659	4,333	16,721	18,384	11,604	0	0	13,084
25年度	62,196	-1.07%	-9.58%	4,841	4,146	14,619	16,226	8,411	0	4	13,949
26年度	64,235	2.17%	3.28%	5,491	2,601	17,076	16,168	9,687	0	81	13,131

表④-1



⑤A重油使用量

A重油/L	総計	基準年度比	前年度比	本庁舎	石川支所	与那城支所	勝連支所	消防本部	水道局	市長部局出先機関	教育委員会出先機関
21年度	288,033	—	—	0	0	493	0	0	0	37,800	249,740
22年度	302,346	4.97%	4.97%	0	0	0	0	0	0	45,622	256,724
23年度	308,359	7.06%	1.99%	0	0	0	0	0	0	50,133	258,226
24年度	304,812	5.83%	-1.15%	0	0	0	0	0	0	49,128	255,684
25年度	308,668	7.16%	1.27%	0	0	0	0	0	0	53,160	255,508
26年度	320,184	11.16%	3.73%	0	0	0	0	0	0	48,490	271,694

表⑤-1

図⑤-1 A重油使用量総計



図⑤-2 対象範囲ごとのA重油使用量



⑥液化石油ガス使用量

ガス /m³	総計	基準年度比	前年度比	本庁舎	石川支所	与那城支所	勝連支所	消防本部	水道局	市長部局出先機関	教育委員会出先機関
21年度	22,717	—	—	568	0	140	0	186	0	1,977	19,846
22年度	10,449	-54.00%	-54.00%	0	0	0	0	142	1	2,364	7,942
23年度	10,871	-52.15%	4.04%	434	0	0	0	433	9	2,380	7,615
24年度	10,574	-53.45%	-2.73%	438	0	0	0	423	2	2,465	7,246
25年度	10,537	-53.62%	-0.35%	378	0	8	0	410	0	2,469	7,272
26年度	10,340	-54.48%	-1.87%	269	0	5		442	1	2,625	6,998

表⑥-1

図⑥-1 液化石油ガス使用量総計



25,000

図⑥-2 対象範囲ごとの液化石油ガス使用量

20,000

15,000

10,000

5,000

0

■ 21年度

■ 22年度

■ 23年度

■ 24年度

■ 25年度

■ 26年度

本庁舎

石川支所

与那城支所

勝連支所

消防本部

水道局

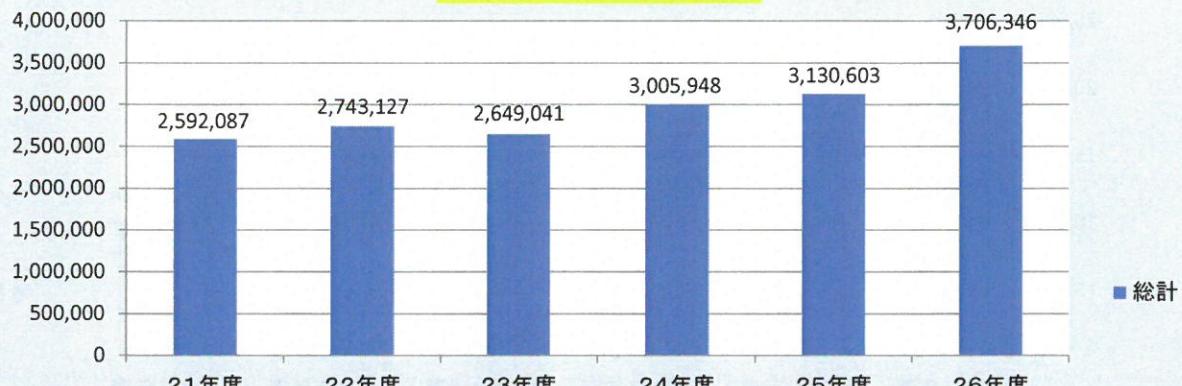
市長部局
出先機関教育委員会
出先機関

⑦下水汚水量

汚水 /m ³	総計	基準 年度比	前 年度比	本庁舎	石川 支所	与那城 支所	勝連 支所	消防 本部	水道局	市長部局 出先機関	教育委員会 出先機関
21年度	2,592,087	—	—	0	0	0	0	0	0	2,592,087	0
22年度	2,743,127	5.83%	5.83%	0	0	0	0	0	0	2,743,127	0
23年度	2,649,041	2.20%	-3.43%	0	0	0	0	0	0	2,649,041	0
24年度	3,005,948	15.97%	13.47%	0	0	0	0	0	0	3,005,948	0
25年度	3,130,603	20.78%	4.15%	0	0	0	0	0	0	3,130,603	0
26年度	3,706,346	42.99%	18.39%	0	0	0	0	0	0	3,706,346	0

表⑦-1

図⑦-1 下水汚水量総計



温室効果ガス排出量の実績(平成21年度～平成26年度)及び削減目標値(平成27年度～平成31年度)

- ① 温室効果ガス排出量実績値(平成21年度～平成26年度) [表①-1] [図①-1] [図①-2] P42
- ② 温室効果ガス排出量削減目標値(平成27年度～平成31年度)の設定 [表②-1] P43
- ③ 【本庁舎】 温室効果ガス排出量削減目標値(平成27年度～平成31年度) [表③-1] [図③-1] [図③-2] P44
- ④ 【石川支所】 温室効果ガス排出量削減目標値(平成27年度～平成31年度) [表④-1] [図④-1] [図④-2] P45
- ⑤ 【与那城支所】 温室効果ガス排出量削減目標値(平成27年度～平成31年度) [表⑤-1] [図⑤-1] [図⑤-2] P46
- ⑥ 【勝連支所】 温室効果ガス排出量削減目標値(平成27年度～平成31年度) [表⑥-1] [図⑥-1] [図⑥-2] P47
- ⑦ 【消防本部】 温室効果ガス排出量削減目標値(平成27年度～平成31年度) [表⑦-1] [図⑦-1] [図⑦-2] P48
- ⑧ 【水道庁舎】 温室効果ガス排出量削減目標値(平成27年度～平成31年度) [表⑧-1] [図⑧-1] [図⑧-2] P49
- ⑨【市長部局出先機関】 温室効果ガス排出量削減目標値(平成27年度～平成31年度) [表⑨-1] [図⑨-1] [図⑨-2] P50
- ⑩【教育委員会出先機関】 温室効果ガス排出量削減目標値(平成27年度～平成31年度) [表⑩-1] [図⑩-1] [図⑩-2] P51

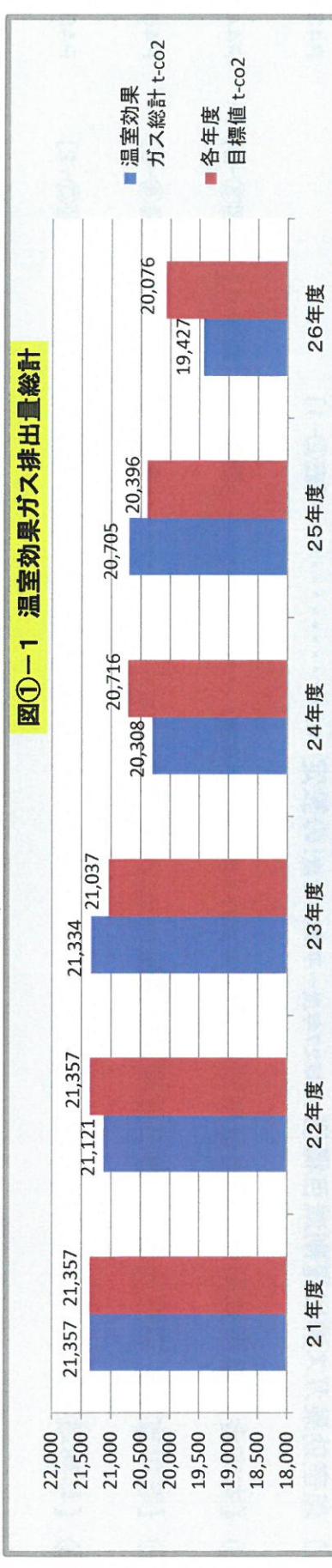
これまでの温室効果ガス排出量の実績値を、対象範囲ごとに表と図にまとめます。

①温室効果ガス排出量実績値(平成21年度～平成26年度)

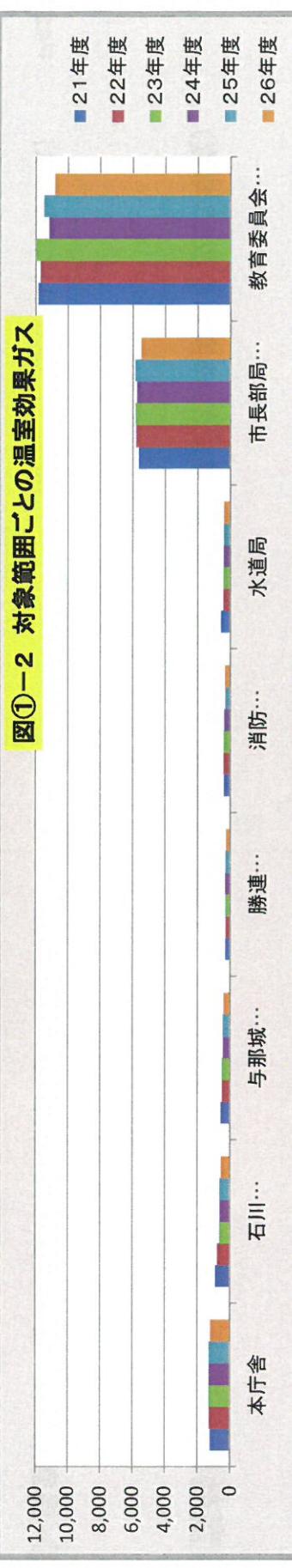
	温室効果ガス総計t-co2	基準年度比		本庁舎	石川支所	与那城支所	勝連支所	消防本部	水道局	市長部局	教育委員会	出先機関	各年度目標値t-co2	各年度目標率	各年度基準年度
		年度	実績値												
21年度	21,357			1,199	884	551	289	387	569	5,630	11,848				21,357
22年度	21,121	-1.11%	1,247	771	472	284	404	431	5,801	11,711					21,357
23年度	21,334	-0.11%	1,284	625	493	296	405	419	5,827	11,985					21,037
24年度	20,308	-4.91%	1,268	599	433	315	374	408	5,750	11,161					20,716
25年度	20,705	-3.05%	1,266	626	440	301	321	415	5,844	11,492					20,396
26年度	19,427	-9.04%	1,185	533	401	264	329	397	5,494	10,824					20,076
全体排出量に対する割合		6.0%	3.2%	2.2%	1.4%	1.8%	2.1%	27.6%	55.5%						

表①-1

図①-1 温室効果ガス排出量総計



図①-2 対象範囲ごとの温室効果ガス



②温室効果ガス排出量削減目標値(平成27年度～平成31年度)の設定

これから温室効果ガス排出量の削減率を、対象範囲ごとに表にまとめます。

上記表①-1の実績値を基に、本編18ページに示す各年度の削減率を目標とし、下記の表②-1のとおり定めます。

平成27年度においては、基準年度(平成21年度)対比で10.0%の削減をすると、全体削減量は△206t-CO₂、
温室効果ガス目標値は19,221t-CO₂となります。

全体削減量△206t-CO₂を表①-1の全体排出量に対する割合に応じて、対象範囲ごとの削減量(t-CO₂)を下記のとおり定めます。
対象範囲ごとの削減量を定めたのち、直近の平成26年度排出量より差引し、下記のとおり各年度の温室効果ガス目標値を定めます。

温室効果ガス(t-CO₂)

目標値	温室効果ガス(t-CO ₂)						目標					
	削減量 目標値 t-CO ₂	削減量 計 t-CO ₂	基準 年度比	本庁舎	石川 支所	与那城 支所	勝連 支所	消防 本部	水道部	市長部局 出先機関	教育委員会 出先機関	各年度 目標率
27年度	△206	△12	△7	△5	△3	△4	△4	△4	△57	△114	-10.0%	19,221
	19,221	-10.0%	1,173	526	396	261	325	393	5,437	10,710		
28年度	△312	△19	△10	△7	△4	△6	△7	△86	△174	-10.5%	19,115	
	19,115	-10.5%	1,166	523	394	260	323	390	5,408	10,650		
29年度	△419	△25	△14	△9	△6	△7	△9	△116	△233	-11.0%	19,008	
	19,008	-11.0%	1,160	519	392	258	322	388	5,378	10,591		
30年度	△526	△32	△17	△12	△7	△9	△11	△145	△292	-11.5%	18,901	
	18,901	-11.5%	1,153	516	389	257	320	386	5,349	10,532		
31年度	△633	△38	△21	△14	△9	△11	△13	△175	△352	-12.0%	18,794	
	18,794	-12.0%	1,147	512	387	255	318	384	5,319	10,472		

③【本庁舎】

温室効果ガス排出量及び電気使用量削減目標値

表②-1に基づき、発生源別に温室効果ガス排出量削減目標値を、表にまとめます。

発生源別に見た場合、電気を除く項目について、温室効果ガスの割合が低いため、ガソリン・灯油・軽油・A重油・液化石油ガス・下水汚水量については、前年度数値より増加させず維持することを目標とし、電気量について削減していくこととします。
なお、沖縄電力の実排出係数については、平成26年度値を採用して求めています。

	電気 使用量 kwh	前年度 に対する 増減量	温室効果 ガス t-CO ₂	温室効果ガス(t-CO ₂)				各年度 目標値 t-co ₂
				電気	ガソリン	灯油	軽油	
21年度	1,059,545		1,199	1,002	152	0	42	0
22年度	1,166,851	107,306	1,247	1,086	121	0	40	0
23年度	1,202,385	35,534	1,284	1,124	116	0	42	0
24年度	1,239,440	37,055	1,268	1,155	98	0	12	0
25年度	1,275,007	35,567	1,266	1,152	99	0	13	0
26年度	1,252,996	-22,011	1,185	1,075	94	0	14	0
全体排出量に対する割合				88.5%	9.1%	0.0%	2.2%	0.0%
27年度	1,238,928	-14,068	1,173	1,063	94	0	14	0
28年度	1,230,769	-8,159	1,166	1,056	94	0	14	0
29年度	1,223,776	-6,993	1,160	1,050	94	0	14	0
30年度	1,215,618	-8,159	1,153	1,043	94	0	14	0
31年度	1,208,625	-6,993	1,147	1,037	94	0	14	0

表③-1

本庁舎		発生源別削減目標値 (H27年度～H31年度)	
発生源	使用量	温室効果ガス	38 t-co ₂ 削減
電気	45,000 kwh削減	38 t-co ₂ 削減	
ガソリン	現状維持	現状維持	
灯油	現状維持	現状維持	
軽油	現状維持	現状維持	
A重油	現状維持	現状維持	
液化石油ガス	現状維持	現状維持	
下水汚水量	現状維持	現状維持	



④【石川支所】

表②-1に基づき、発生源別に温室効果ガス排出量削減目標値

発生源別に見た場合、電気を除く項目について、温室効果ガスの割合が低いため、ガソリン・灯油・軽油・A重油・液化石油ガス・下水汚水量については、前年度数値より増加させず維持することを目標とし、電気量について削減していくこととなります。
なお、沖縄電力の実排出係数については、平成26年度値を探用して求めています。

	電気 使用量 kwh	前年度 にに対する 増減量	温室効果 ガス計 t-CO ₂	温室効果ガス(t-CO ₂)				
				電気	ガソリン	灯油	軽油	A重油
実績値	825,047		884	780	94	0	10	0
21年度	825,047		884	780	94	0	10	0
22年度	720,096	-104,951	771	670	86	0	15	0
23年度	568,946	-151,150	625	532	83	0	10	0
24年度	550,933	-18,013	599	514	74	0	11	0
25年度	596,500	45,567	626	538	77	0	11	0
26年度	527,656	-68,844	533	453	73	0	7	0
全体排出量に対する割合		86.4%	12.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
目標値	519,814	-7,842	526	446	73	0	7	0
27年度	516,317	-3,497	523	443	73	0	7	0
28年度	511,655	-4,662	519	439	73	0	7	0
29年度	508,159	-3,497	516	436	73	0	7	0
30年度	503,497	-4,662	512	432	73	0	7	0
31年度								

表④-1



図④-2 【電気】温室効果ガス(目標)

発生源	使用量	発生源別削減目標値 (H27年度～H31年度)	
		温室効果ガス	t-co2削減
電気	25,000 kwh削減	21 t-co2削減	現状維持
ガソリン			現状維持
灯油			現状維持
軽油			現状維持
A重油			現状維持
液化石油ガス			現状維持
下水汚水量			現状維持

⑤【与那城支所】

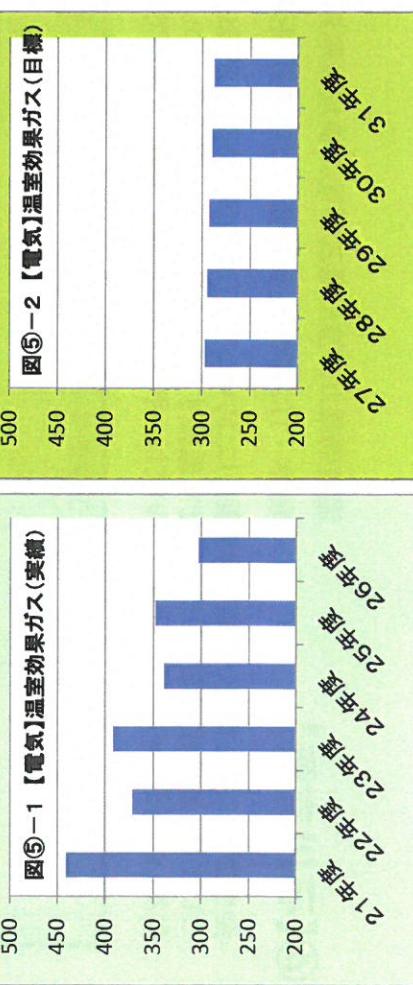
温室効果ガス排出量及び電気使用量削減目標値

表②-1に基づき、発生源別に温室効果ガス排出量削減目標値を、表にまとめます。

発生源別に見た場合、電気を除く項目について、温室効果ガスの割合が低いため、ガソリン・灯油・軽油・A重油・液化石油ガス・下水汚水量については、前年度数値より増加させず維持することを目標とし、電気量について削減していくこととします。
なお、沖縄電力の実排出係数については、平成26年度値を探用して求めています。

	電気 使用量 kwh	前年度 に対する 増減量	温室効果 ガス t-CO ₂	温室効果ガス(t-CO ₂)				下水 汚水量
				電気	ガソリン	灯油	軽油	
21年度	465,485		551	441	65	0	43	1
22年度	399,949	-65,536	472	372	59	0	41	0
23年度	419,707	19,758	493	392	54	1	46	0
24年度	363,629	-56,078	433	339	50	1	43	0
25年度	386,446	22,817	440	348	52	1	38	0
26年度	354,018	-32,428	401	303	53	0	44	0
全体排出量に対する割合		78.7%	11.9%	0.1%	9.1%	0.0%	0.1%	0.0%
目標値	346,154	-7,864	396	297	53	1	44	0
27年度	343,823	-2,331	394	295	53	1	44	0
28年度	341,492	-2,331	392	293	53	1	44	0
29年度	337,995	-3,497	389	290	53	1	44	0
30年度	335,664	-2,331	387	288	53	1	44	0
31年度								

表⑤-1



図⑤-1 【電気】温室効果ガス(実績)

発生源	使用量	発生源別削減目標値 (H27年度～H31年度)	
		温室効果ガス	t-co ₂ 削減
電気	19,000 kwh削減	14 t-co ₂ 削減	14 t-co ₂ 削減
ガソリン	現状維持	現状維持	現状維持
灯油	現状維持	現状維持	現状維持
軽油	現状維持	現状維持	現状維持
A重油	現状維持	現状維持	現状維持
液化石油ガス	現状維持	現状維持	現状維持
下水汚水量	現状維持	現状維持	現状維持

発生源別削減目標値
(H27年度～H31年度)

温室効果ガス

t-co₂削減

⑥【勝連支所】

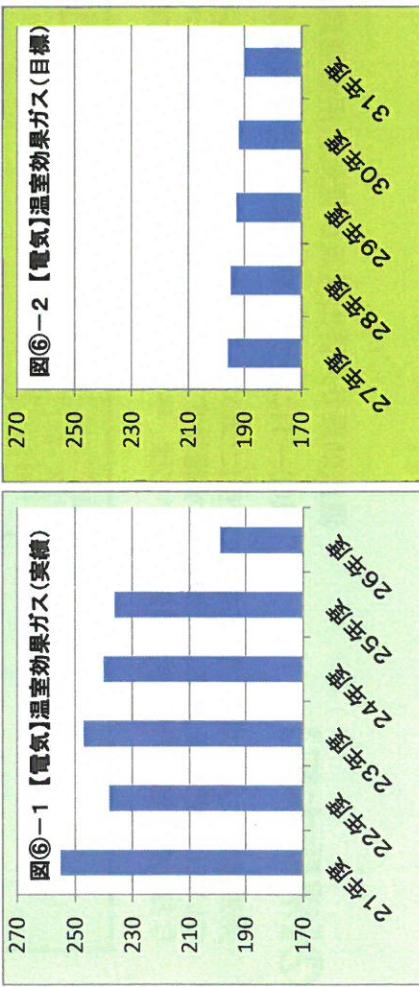
温室効果ガス排出量及び電気使用量削減目標値

表②-1に基づき、発生源別に温室効果ガス排出量削減目標値を、表にまとめます。

発生源別に見た場合、電気を除く項目について、温室効果ガスの割合が低いため、ガソリン・灯油・軽油・A重油・液化石油ガス・下水汚水量については、前年度数値より増加させず維持することを目標とし、電気量について削減していくこととします。
なお、沖縄電力の実排出係数については、平成26年度値を探用して求めています。

	電気 使用量 kwh	前年度 にに対する 増減量	温室効果 ガス計 t-CO ₂	温室効果 ガス(t-CO ₂)					下水 汚水量
				電気	ガソリン	灯油	軽油	A重油	
実績値	21年度 269,124		289	255	30	0	4	0	0
	22年度 255,913	-13,211	284	238	29	0	17	0	0
	23年度 264,068	8,155	296	247	30	0	19	0	0
	24年度 257,123	-6,945	315	240	27	0	48	0	0
	25年度 261,184	4,061	301	236	23	0	42	0	0
	26年度 232,159	-29,025	264	199	22	0	43	0	0
全体排出量に対する割合				80.9%	9.2%	9.9%	0.0%	0.0%	0.0%
目標値	27年度 228,438	-3,721	261	196	22	0	43	0	0
	28年度 227,273	-1,166	260	195	22	0	43	0	0
	29年度 224,942	-2,331	258	193	22	0	43	0	0
	30年度 223,776	-1,166	257	192	22	0	43	0	0
	31年度 221,445	-2,331	255	190	22	0	43	0	0

表②-1



270 図②-2 【電気】温室効果ガス(目標)

発生源	勝連支所		発生源別削減目標値 (H27年度～H31年度)
	使用量	削減量	
電気	40,000 kwh削減	46 t-co ₂ 削減	温室効果ガス
ガソリン	現状維持	現状維持	現状維持
灯油	現状維持	現状維持	現状維持
軽油	現状維持	現状維持	現状維持
A重油	現状維持	現状維持	現状維持
液化石油ガス	現状維持	現状維持	現状維持
下水汚水量	現状維持	現状維持	現状維持

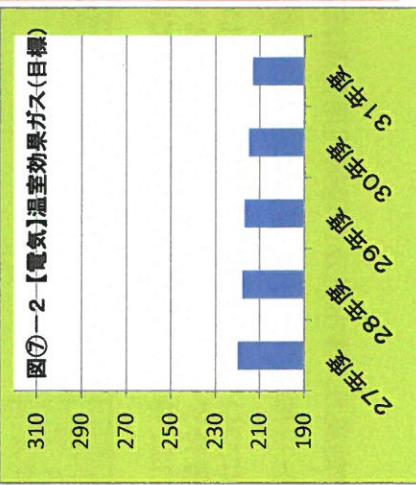
⑦【消防本部】

温室効果ガス排出量及び電気使用量削減目標値

表②-1に基づき、発生源別に温室効果ガス排出量削減目標値を、表にまとめます。
 発生源別に見た場合、電気を除く項目について、温室効果ガスの割合が低いため、ガソリン・灯油・軽油・A重油・液化石油ガス・下水汚水量については、前年度数値より増加させず維持することを目標とし、電気量について削減していくこととします。
 なお、沖縄電力の実排出係数については、平成26年度値を採用して求めています。

	電気 使用量 kwh	前年度 に対する 増減量	温室効果 ガス t-CO ₂	温室効果ガス(t-CO ₂)				前年度 比率	各年度 目標値 t-co ₂
				電気	ガソリン	灯油	軽油		
21年度	295,280		387	279	68	8	31	0	1
22年度	316,308	+21,028	404	295	75	5	28	0	1
23年度	316,307	-1	405	296	72	5	29	0	3
24年度	281,850	-34,457	374	263	73	5	30	0	3
25年度	258,711	-23,139	321	233	61	3	22	0	2
26年度	260,533	+1,822	329	224	72	5	25	0	3
全体排出量に対する割合				71.6%	19.0%	7.4%	0.0%	0.6%	0.0%
目標値	256,410	-4,123	325	220	72	5	25	0	3
27年度	254,079	-2,331	323	218	72	5	25	0	3
28年度	252,914	-1,166	322	217	72	5	25	0	3
29年度	250,583	-2,331	320	215	72	5	25	0	3
30年度	248,252	-2,331	318	213	72	5	25	0	3
31年度									0

表⑦-1



消防本部		発生源別削減目標値 (H27年度～H31年度)	
発生源	使用量	温室効果ガス	目標値
電気	13,000 kwh削減	11 t-co ₂ 削減	
ガソリン	現状維持	現状維持	
灯油	現状維持	現状維持	
軽油	現状維持	現状維持	
A重油	現状維持	現状維持	
液化石油ガス	現状維持	現状維持	
下水汚水量	現状維持	現状維持	

⑧【水道庁舎】

温室効果ガス排出量及び電気使用量削減目標値

表②-1に基づき、発生源別に温室効果ガス排出量削減目標値を、表にまとめます。

発生源別に見た場合、電気を除く項目について、温室効果ガスの割合が低いため、ガソリン・灯油・軽油・A重油・液化石油ガス・下水汚水量については、前年度数値より増加させず維持することを目標とし、電気量について削減していくこととします。
なお、沖縄電力の実排出係数については、平成26年度値を探用して求めています。

	電気 使用量 kwh	前年度 に対する 増減量	温室効果 ガス 計 t-CO ₂	温室効果 ガス(t-CO ₂)				下水 汚水量
				電気	ガソリン	灯油	A重油	
21年度	582,405		569	551	18	0	0	0
22年度	442,960	-139,445	431	412	18	0	0	0
23年度	429,390	-13,570	419	401	16	0	1	1
24年度	416,131	-13,259	408	387	20	0	0	1
25年度	434,884	18,753	415	392	22	0	0	1
26年度	440,532	5,648	397	377	19	0	0	1
全体排出量に対する割合		95.5%	4.3%	0.0%	0.0%	0.2%	0.0%	
27年度	434,732	-5,800	393	373	19	0	0	1
28年度	431,235	-3,497	390	370	19	0	0	1
29年度	428,904	-2,331	388	368	19	0	0	1
30年度	426,573	-2,331	386	366	19	0	0	1
31年度	424,242	-2,331	384	364	19	0	0	1

表②-1



図②-2 【電気】温室効果ガス(目標)

発生源	目標値	水道庁舎	
		温室効果ガス 削減目標値 (H27年度～H31年度)	現状維持
電気	17,000 kwh削減	13 t-co ₂ 削減	現状維持
ガソリン			
灯油			
軽油			
A重油			
液化石油ガス			
下水汚水量			現状維持

⑨【市長部局 出先機関】

温室効果ガス排出量及び電気使用量削減目標値

表②-1に基づき、発生源別に温室効果ガス排出量削減目標値を、表にまとめます。

発生源別に見た場合、電気を除く項目について、温室効果ガスの割合が低いため、ガソリン・灯油・軽油・A重油・液化石油ガスについては、前年度数値より増加させず維持することを目標とし、下水汚水量は増加させ、電気量は増加させ、温室効果ガスについては、前年度数値を目標とします。なお、沖縄電力の実排出係数については、平成26年度値を探用して求めています。

	電気 使用量 kwh	前年度 にに対する 増減量	温室効果 ガス t-CO ₂	温室効果ガス(t-CO ₂)					下水 汚水量
				電気	ガソリン	灯油	軽油	A重油	
21年度	5,634,690		5,630	5,330	0	9	0	102	12
22年度	5,854,948	220,258	5,801	5,451	13	12	1	123	14
23年度	5,853,010	-1,938	5,827	5,473	15	9	0	136	14
24年度	5,761,874	-91,136	5,750	5,370	17	10	0	133	15
25年度	6,027,394	265,520	5,844	5,443	23	5	1	144	15
26年度	5,904,761	-122,633	5,494	5,066	21	7	1	131	16
全体排出量に対する割合				93.6%	0.3%	0.0%	0.2%	0.3%	3.5%
目標値	5,820,513	-84,248	5,437	4,994	21	7	1	131	16
27年度	5,769,231	-51,282	5,408	4,950	21	7	1	131	16
28年度	5,716,783	-52,448	5,378	4,905	21	7	1	131	16
29年度	5,665,501	-51,282	5,349	4,861	21	7	1	131	16
30年度	5,613,054	-52,448	5,319	4,816	21	7	1	131	16
31年度									

表⑨-1



発生源	使用量	発生源別削減目標値 (H27年度～H31年度)	
		温室効果ガス	t-co ₂ 削減
電気	292,000 kwh削減	175 t-co ₂ 削減	現状維持
ガソリン	現状維持	現状維持	現状維持
灯油	現状維持	現状維持	現状維持
軽油	現状維持	現状維持	現状維持
A重油	現状維持	現状維持	現状維持
液化石油ガス	現状維持	現状維持	現状維持
下水汚水量	増加	増加	増加

⑩【教育委員会 出席機関】

温室効果ガス排出量及び電気使用量削減目標値

表②-1に基づき、発生源別に温室効果ガス排出量削減目標値を、表にまとめます。

発生源別に見た場合、電気を除く項目について、温室効果ガスの割合が低いため、ガソリン・灯油・軽油・A重油・液化石油ガス・下水汚水量については、前年度数値より増加させず維持することを目標とし、電気量について削減していくこととします。
なお、沖縄電力の実排出係数については、平成26年度値を探用して求めています。

	電気 使用量 kwh	前年度 に対する 増減量	温室効果 ガス t-CO ₂	温室効果ガス(t-CO ₂)				
				電気	ガソリン	灯油	軽油	A重油
21年度	11,607,471		11,848	10,981	36	0	35	677
22年度	11,696,677	89,206	11,711	10,889	39	0	39	696
23年度	11,939,261	242,584	11,985	11,163	35	0	41	700
24年度	11,117,033	-822,228	11,161	10,361	30	0	34	693
25年度	11,838,637	721,604	11,492	10,690	29	0	37	692
26年度	11,632,367	-206,270	10,824	9,981	31	0	34	736
全体排出量に対する割合				92.8%	0.3%	0.3%	6.1%	0.5%
目 標 値	11,500,000	-132,367	10,710	9,867	31	0	34	736
27年度	11,430,070	-69,930	10,650	9,807	31	0	34	736
28年度	11,361,305	-68,765	10,591	9,748	31	0	34	736
29年度	11,292,541	-68,765	10,532	9,689	31	0	34	736
30年度	11,222,611	-69,930	10,472	9,629	31	0	34	736
31年度								42

表①-1



図①-2 【電気】温室効果ガス(目標)

教育委員会出席機関		発生源別削減目標値 (H27年度～H31年度)	
発生源	使用量	温室効果ガス	t-co ₂ 削減
電気	617,000 kwh削減	1,020 t-co ₂	0
ガソリン	現状維持	現状維持	0
灯油	現状維持	現状維持	0
軽油	現状維持	現状維持	0
A重油	現状維持	現状維持	0
液化石油ガス	現状維持	現状維持	0
下水汚水量	現状維持	現状維持	0

地球温暖化対策の推進に関する法律
(平成十年十月九日法律第百十七号)

最終改正：平成二六年五月三〇日法律第四二号

(最終改正までの未施行法令)
平成二十五年五月二十四日法律第十八号 (一部未施行)

平成二十六年五月三十日法律第四十二号 (未施行)

- 第一章 総則（第一条—第七条）
- 第二章 地球温暖化対策計画（第八条・第九条）
- 第三章 地球温暖化対策推進本部（第十条—第十九条）
- 第四章 温室効果ガスの排出の抑制等のための施策（第二十条—第二十七条）
- 第五章 森林等による吸収作用の保全等（第二十八条）
- 第六章 割当量口座簿等（第二十九条—第四十一条）
- 第七章 雜則（第四十二条—第四十七条）
- 第八章 罰則（第四十八条—第五十条）

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、地球温暖化が地球全体の環境に深刻な影響を及ぼすものであり、気候系に対して危険な人為的干渉を及ぼすこととなる水準において大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させ地球温暖化を防止することが人類共通の課題であり、全ての者が自主的かつ積極的にこの課題に取り組むことが重要であることに鑑み、地球温暖化対策に関し、地球温暖化対策計画を策定するとともに、社会経済活動その他の活動による温室効果ガスの排出の抑制等を促進するための措置を講ずること等により、地球温暖化対策の推進を図り、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「地球温暖化」とは、人の活動に伴って発生する温室効果ガスが大気中の温室効果ガスの濃度を増加させることにより、地球全体として、地表、大気及び海水の温度が追加的に上昇する現象をいう。

2 この法律において「地球温暖化対策」とは、温室効果ガスの排出の抑制並びに吸収作用の保全及び強化（以下「温室効果ガスの排出の抑制等」という。）その他の国際的に協力して地球温暖化の防止を図るための施策をいう。

3 この法律において「温室効果ガス」とは、次に掲げる物質をいう。

- 一 二酸化炭素
- 二 メタン
- 三 一酸化二窒素
- 四 ハイドロフルオロカーボンのうち政令で定めるもの
- 五 パーフルオロカーボンのうち政令で定めるもの
- 六 六ふつ化硫黄

4 この法律において「温室効果ガスの排出」とは、人の活動に伴って発生する温室効果ガスを大気中に排出し、放出し若しくは漏出させ、又は他人から供給された電気若しくは熱（燃料又は電気を熱源とするものに限る。）を使用することをいう。

5 この法律において「温室効果ガス総排出量」とは、温室効果ガスである物質ごとに政令で定める方法により算定される当該物質の排出量に当該物質の地球温暖化係数（温室効果ガスである物質ごとに地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値として国際的に認められた知見に基づき政令で定める係数をいう。以下同じ。）を乗じて得た量の合計量をいう。

6 この法律において「算定割当量」とは、次に掲げる数量で、二酸化炭素一トンを表す単位により表記されるものをいう。

- 一 気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書（以下「京都議定書」という。）第三条7に規定する割当量
- 二 京都議定書第三条3に規定する純変化に相当する量の割当量
- 三 京都議定書第六条1に規定する排出削減単位
- 四 京都議定書第十二条3（b）に規定する認証された排出削減量
- 五 前各号に掲げるもののほか、京都議定書第三条の規定に基づく約束を履行する場合において同条1の算定される割当量として認められるものの数量

（国の責務）

第三条 国は、大気中における温室効果ガスの濃度変化の状況並びにこれに関連する気候の変動及び生態系の状況を把握するための観測及び監視を行うとともに、総合的かつ計画的な地球温暖化対策を策定し、及び実施するものとする。

2 国は、温室効果ガスの排出の抑制等のための施策を推進するとともに、温室効果ガスの排出の抑制等に関する施策について、当該施策の目的の達成との調和を図りつつ温室効果ガスの排出の抑制等が行われるよう配意するものとする。

3 国は、自らの事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置を講ずるとともに、温室効果ガスの排出の抑制等のための地方公共団体の施策を支援し、及び事業者、国民又はこれらの者の組織する民間の団体（以下「民間団体等」という。）が温室効果ガスの排出の抑制等に関する活動の促進を図るために、技術的な助言その他の措置を講ずるように努めるものとする。

4 国は、前条第六項第三号及び第四号に掲げる数量の取得、京都議定書第十七条に規定する排出量取引への参加その他の京都議定書第三条の規定に基づく約束の履行のために必要な措置を講ずるものとす

る。

5 国は、地球温暖化及びその影響の予測に関する調査、温室効果ガスの排出の抑制等のための技術に関する調査その他の地球温暖化対策の策定に必要な調査を実施するとともに、温室効果ガスの排出の抑制等のための技術に関する研究開発の推進及びその成果の普及に努めるものとする。

6 国は、我が国の経済社会が国際的な密接な相互依存関係の中で営まれていることに鑑み、我が国に蓄積された知識、技術、経験等を生かして、第一項に規定する観測及び監視の効果的な推進を図るための国際的な連携の確保、前項に規定する調査及び研究開発の推進を図るための国際協力その他の地球温暖化に関する国際協力を推進するために必要な措置を講ずるように努めるとともに、地方公共団体又は民間団体等による温室効果ガスの排出の抑制等に関する国際協力のための活動の促進を図るため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、その区域の自然的・社会的条件に応じた温室効果ガスの排出の抑制等のための施策を推進するものとする。

2 地方公共団体は、自らの事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置を講ずるとともに、その区域の事業者又は住民が温室効果ガスの排出の抑制等に関する活動の促進を図るため、前項に規定する施策に関する情報の提供その他の措置を講ずるように努めるものとする。

(事業者の責務)

第五条 事業者は、その事業活動に関し、温室効果ガスの排出の抑制等のための措置（他の者の温室効果ガスの排出の抑制等に寄与するための措置を含む。）を講ずるように努めるとともに、国及び地方公共団体が実施する温室効果ガスの排出の抑制等のための施策に協力しなければならない。

(国民の責務)

第六条 国民は、その日常生活に関し、温室効果ガスの排出の抑制等のための措置を講ずるように努めるとともに、国及び地方公共団体が実施する温室効果ガスの排出の抑制等のための施策に協力しなければならない。

(温室効果ガスの排出量等の算定等)

第七条 政府は、温室効果ガスの排出及び吸収に関し、気候変動に関する国際連合枠組条約第四条1（a）に規定する目録及び京都議定書第七条1に規定する年次目録を作成するため、毎年、我が国における温室効果ガスの排出量及び吸収量を算定し、環境省令で定めるところにより、これを公表するものとする。

第二章 地球温暖化対策計画

(地球温暖化対策計画)

第八条 政府は、地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、地球温暖化対策に関する計画（以下「地球温暖化対策計画」という。）を定めなければならない。

2 地球温暖化対策計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 計画期間
 - 二 地球温暖化対策の推進に関する基本的方向
 - 三 国、地方公共団体、事業者及び国民のそれぞれが講ずべき温室効果ガスの排出の抑制等のための措置に関する基本的事項
 - 四 温室効果ガスである物質の種類その他の区分ごとの温室効果ガスの排出の抑制及び吸収の量に関する目標
 - 五 前号の目標を達成するために必要な措置の実施に関する目標
 - 六 前号の目標を達成するために必要な国及び地方公共団体の施策に関する事項
 - 七 第二十条の二第一項に規定する政府実行計画及び第二十条の三第一項に規定する地方公共団体実行計画に関する基本的事項
 - 八 温室効果ガス総排出量が相当程度多い事業者について温室効果ガスの排出の抑制等のための措置（他の者の温室効果ガスの排出の抑制等に寄与するための措置を含む。）に関し策定及び公表に努めるべき計画に関する基本的事項
 - 九 第三条第四項に規定する措置に関する基本的事項
 - 十 前各号に掲げるもののほか、地球温暖化対策に関する重要事項
- 3 内閣総理大臣は、地球温暖化対策計画の案につき閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、地球温暖化対策計画を公表しなければならない。

(地球温暖化対策計画の変更)

- 第九条 政府は、少なくとも三年ごとに、我が国における温室効果ガスの排出及び吸収の量の状況その他の事情を勘案して、地球温暖化対策計画に定められた目標及び施策について検討を加えるものとする。
- 2 政府は、前項の規定による検討の結果に基づき、必要があると認めるときは、速やかに、地球温暖化対策計画を変更しなければならない。
- 3 前条第三項及び第四項の規定は、地球温暖化対策計画の変更について準用する。

第三章 地球温暖化対策推進本部

(地球温暖化対策推進本部の設置)

- 第十条 地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するため、内閣に、地球温暖化対策推進本部（以下「本部」という。）を置く。

(所掌事務)

- 第十一條 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。
- 一 地球温暖化対策計画の案の作成及び実施の推進に関すること。
 - 二 前号に掲げるもののほか、長期的展望に立った地球温暖化対策の実施の推進に関する総合調整に関すること。

(組織)

- 第十二条 本部は、地球温暖化対策推進本部長、地球温暖化対策推進副本部長及び地球温暖化対策推進本部員をもって組織する。

(地球温暖化対策推進本部長)

第十三条 本部の長は、地球温暖化対策推進本部長（以下「本部長」という。）とし、内閣総理大臣をもって充てる。

2 本部長は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

(地球温暖化対策推進副本部長)

第十四条 本部に、地球温暖化対策推進副本部長（以下「副本部長」という。）を置き、内閣官房長官、環境大臣及び経済産業大臣をもって充てる。

2 副本部長は、本部長の職務を助ける。

(地球温暖化対策推進本部員)

第十五条 本部に、地球温暖化対策推進本部員（以下「本部員」という。）を置く。

2 本部員は、本部長及び副本部長以外のすべての国務大臣をもって充てる。

(幹事)

第十六条 本部に、幹事を置く。

2 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。

3 幹事は、本部の所掌事務について、本部長、副本部長及び本部員を助ける。

(事務)

第十七条 本部に関する事務は、内閣官房において処理し、命を受けて内閣官房副長官補が掌理する。

(主任の大臣)

第十八条 本部に係る事項については、内閣法（昭和二十二年法律第五号）にいう主任の大臣は、内閣総理大臣とする。

(政令への委任)

第十九条 この法律に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、政令で定める。

第四章 溫室効果ガスの排出の抑制等のための施策

(国及び地方公共団体の施策)

第二十条 国は、温室効果ガスの排出の抑制等のための技術に関する知見及びこの法律の規定により報告された温室効果ガスの排出量に関する情報その他の情報を活用し、地方公共団体と連携を図りつつ、温室効果ガスの排出の抑制等のために必要な施策を総合的かつ効果的に推進するよう努めるものとする。

2 都道府県及び市町村は、地球温暖化対策計画を勘案し、その区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出の抑制等のための総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。

(政府実行計画等)

第二十条の二 政府は、地球温暖化対策計画に即して、その事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下この条において「政府実行計画」という。）を策定するものとする。

2 政府実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 政府実行計画の目標
- 三 実施しようとする措置の内容
- 四 その他政府実行計画の実施に関し必要な事項
- 3 環境大臣は、政府実行計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 環境大臣は、政府実行計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長と協議しなければならない。
- 5 環境大臣は、第三項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、政府実行計画を公表しなければならない。
- 6 前三項の規定は、政府実行計画の変更について準用する。
- 7 政府は、毎年一回、政府実行計画に基づく措置の実施の状況（温室効果ガス総排出量を含む。）を公表しなければならない。

(地方公共団体実行計画等)

第二十条の三 都道府県及び市町村は、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

2 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 地方公共団体実行計画の目標
- 三 実施しようとする措置の内容
- 四 その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項
- 3 都道府県並びに地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市、同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市及び同法第二百五十二条の二十六の三第一項の特例市（以下「指定都市等」という。）は、地方公共団体実行計画において、前項に掲げる事項のほか、その区域の自然的・社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の抑制等を行うための施策に関する事項として次に掲げるものを定めるものとする。
 - 一 太陽光、風力その他の化石燃料以外のエネルギーであって、その区域の自然的条件に適したものを利用の促進に関する事項
 - 二 その区域の事業者又は住民が温室効果ガスの排出の抑制等に関する活動の促進に関する事項
 - 三 公共交通機関の利用者の利便の増進、都市における緑地の保全及び緑化の推進その他の温室効果ガスの排出の抑制等に資する地域環境の整備及び改善に関する事項
 - 四 その区域内における廃棄物等（循環型社会形成推進基本法（平成十二年法律第百十号）第二条第二項に規定する廃棄物等をいう。）の発生の抑制の促進その他の循環型社会（同条第一項に規定する循環型社会をいう。）の形成に関する事項
- 4 都道府県及び指定都市等は、地球温暖化対策の推進を図るため、都市計画、農業振興地域整備計画

その他の温室効果ガスの排出の抑制等に関係のある施策について、当該施策の目的の達成との調和を図りつつ地方公共団体実行計画と連携して温室効果ガスの排出の抑制等が行われるよう配意するものとする。

5 指定都市等は、その地方公共団体実行計画の策定に当たっては、都道府県の地方公共団体実行計画及び他の指定都市等の地方公共団体実行計画との整合性の確保を図るよう努めなければならない。

6 都道府県及び指定都市等は、地方公共団体実行計画を策定しようとするときは、あらかじめ、住民その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

7 都道府県及び指定都市等は、地方公共団体実行計画を策定しようとするときは、あらかじめ、関係地方公共団体の意見を聴かなければならない。

8 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

9 第五項から前項までの規定は、地方公共団体実行計画の変更について準用する。

10 都道府県及び市町村は、毎年一回、地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況（温室効果ガス総排出量を含む。）を公表しなければならない。

11 都道府県及び指定都市等は、地方公共団体実行計画を達成するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長に対し、必要な資料の送付その他の協力を求め、又は温室効果ガスの排出の抑制等に関し意見を述べることができる。

12 前各項に定めるもののほか、地方公共団体実行計画について必要な事項は、環境省令で定める。

（地方公共団体実行計画協議会）

第二十条の四 地方公共団体実行計画を策定しようとする都道府県及び指定都市等は、地方公共団体実行計画の策定に関する協議及び地方公共団体実行計画の実施に係る連絡調整を行うため、地方公共団体実行計画協議会を組織することができる。

2 前項の地方公共団体実行計画協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

- 一 地方公共団体実行計画を策定しようとする都道府県及び指定都市等
- 二 関係行政機関、関係地方公共団体、第二十三条第一項に規定する地球温暖化防止活動推進員、第二十四条第一項に規定する地域地球温暖化防止活動推進センター、事業者、住民その他の当該地域における地球温暖化対策の推進を図るために関係を有する者
- 三 学識経験者その他の当該都道府県及び指定都市等が必要と認める者
- 3 主務大臣は、地方公共団体実行計画の策定が円滑に行われるよう、第一項の地方公共団体実行計画協議会の構成員の求めに応じて、必要な助言をすることができる。

（事業活動に伴う排出抑制等）

第二十条の五 事業者は、事業の用に供する設備について、温室効果ガスの排出の抑制等のための技術の進歩その他の事業活動を取り巻く状況の変化に応じ、温室効果ガスの排出の抑制等に資するものを選択するとともに、できる限り温室効果ガスの排出の量を少なくする方法で使用するよう努めなければならない。

（日常生活における排出抑制への寄与）

第二十条の六 事業者は、国民が日常生活において利用する製品又は役務（以下「日常生活用製品等」という。）の製造、輸入若しくは販売又は提供（以下この条において「製造等」という。）を行うに当た

つては、その利用に伴う温室効果ガスの排出の量がより少ないものの製造等を行うとともに、当該日常生活用製品等の利用に伴う温室効果ガスの排出に関する正確かつ適切な情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 日常生活用製品等の製造等を行う事業者は、前項に規定する情報の提供を行うに当たっては、必要に応じ、日常生活における利用に伴って温室効果ガスの排出がされる製品又は役務について当該排出の量に関する情報の収集及び提供を行う団体その他の国民の日常生活に関する温室効果ガスの排出の抑制のための措置の実施を支援する役務の提供を行う者の協力を得つつ、効果的にこれを行うよう努めるものとする。

(排出抑制等指針)

第二十一条 主務大臣は、前二条の規定により事業者が講すべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

(温室効果ガス算定排出量の報告)

第二十一条の二 事業活動（国又は地方公共団体の事務及び事業を含む。以下この条において同じ。）に伴い相当程度多い温室効果ガスの排出をする者として政令で定めるもの（以下「特定排出者」という。）は、毎年度、主務省令で定めるところにより、主務省令で定める期間に排出した温室効果ガス算定排出量に関し、主務省令で定める事項（当該特定排出者が政令で定める規模以上の事業所を設置している場合にあっては、当該事項及び当該規模以上の事業所ごとに主務省令で定める期間に排出した温室効果ガス算定排出量に関し、主務省令で定める事項）を当該特定排出者に係る事業を所管する大臣（以下「事業所管大臣」という。）に報告しなければならない。

2 定型的な約款による契約に基づき、特定の商標、商号その他の表示を使用させ、商品の販売又は役務の提供に関する方法を指定し、かつ、継続的に経営に関する指導を行う事業であって、当該約款に、当該事業に加盟する者（以下この項において「加盟者」という。）が設置している事業所における温室効果ガスの排出に関する事項であって主務省令で定めるものに係る定めがあるもの（以下この項において「連鎖化事業」という。）を行う者（以下この項において「連鎖化事業者」という。）については、その加盟者が設置している当該連鎖化事業に係るすべての事業所における事業活動を当該連鎖化事業者の事業活動とみなして、前項の規定を適用する。この場合において、同項中「事業所を設置している場合」とあるのは、「事業所を設置している場合（次項に規定する加盟者が同項に規定する連鎖化事業に係る事業所として設置している場合を含む。）」とする。

3 この章において「温室効果ガス算定排出量」とは、温室効果ガスである物質ごとに、特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量として政令で定める方法により算定される当該物質の排出量に当該物質の地球温暖化係数を乗じて得た量をいう。

(権利利益の保護に係る請求)

第二十一条の三 特定排出者は、前条第一項の規定による報告に係る温室効果ガス算定排出量の情報が公にされることにより、当該特定排出者の権利、競争上の地位その他正当な利益（以下「権利利益」という。）が害されるおそれがあると思料するときは、当該温室効果ガス算定排出量に代えて、当該特定排出者に係る温室効果ガス算定排出量を主務省令で定めるところにより合計した量をもって次条第一項の規定による通知を行うよう事業所管大臣に請求を行うことができる。

2 特定排出者は、前項の請求を行うときは、前条第一項の規定による報告と併せて、主務省令で定め

るところにより、その理由を付して行わなければならない。

3 事業所管大臣は、第一項の請求を認める場合には、その旨の決定をし、当該請求を行った特定排出者に対し、その旨を通知するものとする。

4 事業所管大臣は、第一項の請求を認めない場合には、その旨の決定をし、当該決定後直ちに、当該請求を行った特定排出者に対し、その旨及びその理由を通知するものとする。

5 前二項の決定は、第一項の請求があつた日から三十日以内にするものとする。

6 前項の規定にかかわらず、事業所管大臣は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項の期間を三十日以内に限り延長することができる。

(報告事項の通知等)

第二十一条の四 事業所管大臣は、第二十一条の二第一項の規定による報告があつたときは、当該報告に係る事項について環境大臣及び経済産業大臣に通知するものとする。

2 前項の規定による通知は、次に掲げるところにより、行うものとする。

一 前条第一項の請求がないときは、遅滞なく、当該報告に係る事項を通知すること。

二 前条第一項の請求があつた場合において、同条第三項の決定をしたときは、遅滞なく、当該報告に係る事項（当該事項のうち当該決定に係る温室効果ガス算定排出量については、これに代えて当該特定排出者に係る温室効果ガス算定排出量を同条第一項の主務省令で定めるところにより合計した量）を通知すること。

三 前条第一項の請求があつた場合において、同条第四項の決定をしたときは、同項の規定による特定排出者への通知の日から二週間を経過した日以後速やかに、当該報告に係る事項を通知すること。

3 事業所管大臣は、第二十一条の二第一項の規定による報告があつたときは、主務省令で定めるところにより、遅滞なく、当該報告に係る温室効果ガス算定排出量を集計するものとする。

4 事業所管大臣は、遅滞なく、前項の規定により集計した結果を環境大臣及び経済産業大臣に通知するものとする。ただし、当該集計結果が通知されることにより、前条第三項の決定に係る特定排出者の権利利益が害されるおそれがあるときは、当該集計結果に係る温室効果ガス算定排出量については、これに代えて、これを主務省令で定めるところにより合計した量を通知するものとする。

(報告事項の記録等)

第二十一条の五 環境大臣及び経済産業大臣は、前条第一項の規定により通知された事項について、環境省令・経済産業省令で定めるところにより電子計算機に備えられたファイルに記録するものとする。

2 環境大臣及び経済産業大臣は、前項の規定による記録をしたときは、環境省令・経済産業省令で定めるところにより、遅滞なく、同項のファイルに記録された事項（以下「ファイル記録事項」という。）のうち事業所管大臣が所管する事業を行う特定排出者に係るものを当該事業所管大臣に通知するものとする。

3 環境大臣及び経済産業大臣は、環境省令・経済産業省令で定めるところにより、遅滞なく、前条第四項の規定により通知された事項を集計するものとする。この場合において、環境大臣及び経済産業大臣は、当該集計の用に供するため、関係事業所管大臣に対し、第二十一条の三第三項の決定に係る特定排出者の権利利益の保護に支障がないことを確認した上で、前条第三項の規定により集計した結果に係る温室効果ガス算定排出量を主務省令で定めるところにより合計した量を通知するよう求めることができる。

4 環境大臣及び経済産業大臣は、遅滞なく、前項の規定により集計した結果を事業所管大臣に通知す

るとともに、公表するものとする。

(開示請求権)

第二十一条の六 何人も、前条第四項の規定による公表があったときは、当該公表があった日以後、主務大臣に対し、当該公表に係るファイル記録事項であって当該主務大臣が保有するものの開示の請求を行うことができる。

- 2 前項の請求（以下「開示請求」という。）は、次の事項を明らかにして行わなければならない。
 - 一 開示請求をする者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人その他の団体にあっては代表者の氏名
 - 二 開示請求に係る事業所又は特定排出者の名称、所在地その他のこれらを特定するに足りる事項

(開示義務)

第二十一条の七 主務大臣は、開示請求があったときは、当該開示請求をした者に対し、ファイル記録事項のうち、当該開示請求に係る事項を速やかに開示しなければならない。

(情報の提供等)

第二十一条の八 特定排出者は、主務省令で定めるところにより、第二十一条の二第一項の規定による報告に添えて、第二十一条の五第四項の規定により公表され、又は前条の規定により開示される情報に対する理解の増進に資するため、事業所管大臣に対し、当該報告に係る温室効果ガス算定排出量の増減の状況に関する情報その他の情報を提供することができる。

- 2 事業所管大臣は、前項の規定により提供された情報を環境大臣及び経済産業大臣に通知するものとする。
- 3 環境大臣及び経済産業大臣は、前項の規定により通知された情報について、環境省令・経済産業省令で定めるところにより電子計算機に備えられたファイルに記録するものとする。
- 4 環境大臣及び経済産業大臣は、前項の規定による記録をしたときは、環境省令・経済産業省令で定めるところにより、遅滞なく、同項のファイル記録事項のうち事業所管大臣が所管する事業を行う特定排出者に係るものを当該事業所管大臣に通知するものとする。
- 5 環境大臣及び経済産業大臣は、遅滞なく、第二項の規定により通知された情報について、環境省令・経済産業省令で定めるところにより、事業所管大臣に通知するとともに、公表するものとする。
- 6 前二条の規定は、前項の規定による公表があった場合に準用する。

(技術的助言等)

第二十一条の九 主務大臣は、温室効果ガス算定排出量の算定の適正な実施の確保又は自主的な温室効果ガスの排出の抑制等の促進に資するため、特定排出者に対し必要な技術的助言、情報の提供その他の援助を行うものとする。

(エネルギーの使用の合理化等に関する法律との関係)

第二十一条の十 特定排出者から、エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第十五条第一項（同法第十九条の二第一項において準用する場合を含む。）、第二十条第三項、第五十六条第一項（同法第六十九条及び第七十一条第六項において準用する場合を含む。）又は第六十三条第一項の規定による報告があったときは、第二十一条の二から前条まで、第四十五条及び第四

十七条の規定の適用については、当該報告のうち二酸化炭素の排出量に係る事項に関する部分は、エネルギー（同法第二条第一項に規定するエネルギーをいう。次条において同じ。）の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量についての第二十一条の二第一項の規定による報告とみなす。この場合において、同項中「当該特定排出者に係る事業を所管する大臣（以下「事業所管大臣」という。）」とあり、第二十一条の三第一項、第三項、第四項及び第六項、第二十一条の四第一項、第三項及び第四項、第二十一条の五第四項、第二十一条の八第一項、第二項及び第五項、第四十五条第一項及び第二項並びに第四十七条第一項中「事業所管大臣」とあり、第二十一条の五第二項及び第二十一条の八第四項中「当該事業所管大臣」とあり、並びに第二十一条の五第三項中「関係事業所管大臣」とあるのは、同法第十五条第一項（同法第十九条の二第一項において準用する場合を含む。）の規定による報告については「エネルギーの使用の合理化等に関する法律第十五条第一項（同法第十九条の二第一項において準用する場合を含む。）に規定する主務大臣」と、同法第二十条第三項の規定による報告については「エネルギーの使用の合理化等に関する法律第二十条第三項に規定する主務大臣」と、同法第五十六条第一項（同法第六十九条及び第七十一条第六項において準用する場合を含む。）の規定による報告については「国土交通大臣」と、同法第六十三条第一項の規定による報告については「エネルギーの使用の合理化等に関する法律第六十三条第一項に規定する主務大臣」とするほか、第二十一条の二から前条まで、第四十五条及び第四十七条の規定の適用に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

（二酸化炭素の排出量の把握に必要な情報の提供）

第二十一条の十一 一般消費者に対するエネルギーの供給の事業を行う者は、その供給の相手方に対し、その供給したエネルギーの使用に伴う二酸化炭素の排出量の把握に必要な情報を提供するよう努めなければならない。

（事業者の事業活動に関する計画等）

第二十二条 事業者は、その事業活動に関し、地球温暖化対策計画の定めるところに留意しつつ、単独に又は共同して、温室効果ガスの排出の抑制等のための措置（他の者の温室効果ガスの排出の抑制等に寄与するための措置を含む。）に関する計画を作成し、これを公表するように努めなければならない。

2 前項の計画の作成及び公表を行った事業者は、地球温暖化対策計画の定めるところに留意しつつ、単独に又は共同して、同項の計画に係る措置の実施の状況を公表するように努めなければならない。

（地球温暖化防止活動推進員）

第二十三条 都道府県知事及び指定都市等の長（以下「都道府県知事等」という。）は、地域における地球温暖化の現状及び地球温暖化対策に関する知識の普及並びに地球温暖化対策の推進を図るために活動の推進に熱意と識見を有する者のうちから、地球温暖化防止活動推進員を委嘱することができる。

- 2 地球温暖化防止活動推進員は、次に掲げる活動を行う。
 - 一 地球温暖化の現状及び地球温暖化対策の重要性について住民の理解を深めること。
 - 二 住民に対し、その求めに応じ日常生活に関する温室効果ガスの排出の抑制等のための措置について調査を行い、当該調査に基づく指導及び助言をすること。
 - 三 地球温暖化対策の推進を図るために活動を行う住民に対し、当該活動に関する情報の提供その他の協力をすること。
 - 四 温室効果ガスの排出の抑制等のために国又は地方公共団体が行う施策に必要な協力をすること。

(地域地球温暖化防止活動推進センター)

第二十四条 都道府県知事等は、地球温暖化対策に関する普及啓発を行うこと等により地球温暖化の防止に寄与する活動の促進を図ることを目的とする一般社団法人若しくは一般財団法人又は特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項の特定非営利活動法人であって、次項に規定する事業を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、都道府県又は指定都市等にそれぞれ一を限って、地域地球温暖化防止活動推進センター（以下「地域センター」という。）として指定することができる。

2 地域センターは、当該都道府県又は指定都市等の区域において、次に掲げる事業を行うものとする。

一 地球温暖化の現状及び地球温暖化対策の重要性について啓発活動及び広報活動を行うとともに、地球温暖化防止活動推進員及び地球温暖化対策の推進を図るための活動を行う民間の団体の活動を助けること。

二 日常生活に関する温室効果ガスの排出の抑制等のための措置について、照会及び相談に応じ、並びに必要な助言を行うこと。

三 前号に規定する照会及び相談の実例に即して、日常生活に関する温室効果ガスの排出の実態について調査を行い、当該調査に係る情報及び資料を分析すること。

四 地球温暖化対策の推進を図るための住民の活動を促進するため、前号の規定による分析の結果を、定期的に又は時宜に応じて提供すること。

五 地方公共団体実行計画の達成のために当該都道府県又は指定都市等が行う施策に必要な協力をすること。

六 前各号の事業に附帯する事業

3 都道府県知事の指定する地域センターは、前項に規定する事業のほか、当該都道府県の区域内の指定都市等の長が指定する地域センターの事業について連絡調整を図るものとする。

4 都道府県知事等は、その指定に係る地域センターの財産の状況又はその事業の運営に関し改善が必要であると認めるときは、当該地域センターに対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

5 都道府県知事等は、その指定に係る地域センターが前項の規定による命令に違反したときは、第一項の指定を取り消すことができる。

6 地域センターの役員若しくは職員又はこれらの職にあった者は、第二項第二号若しくは第三号に掲げる事業又は同項第六号に掲げる事業（同項第二号又は第三号に掲げる事業に附帯するものに限る。）に関する知り得た秘密を漏らしてはならない。

7 第一項の指定の手続その他地域センターに関し必要な事項は、環境省令で定める。

(全国地球温暖化防止活動推進センター)

第二十五条 環境大臣は、地球温暖化対策に関する普及啓発を行うこと等により地球温暖化の防止に寄与する活動の促進を図ることを目的とする一般社団法人又は一般財団法人であって、次項に規定する事業を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、全国に一を限って、全国地球温暖化防止活動推進センター（以下「全国センター」という。）として指定することができる。

2 全国センターは、次に掲げる事業を行うものとする。

一 地球温暖化の現状及び地球温暖化対策の重要性についての二以上の都道府県の区域における啓発活動及び広報活動を行うとともに、二以上の都道府県の区域において地球温暖化対策の推進を図るための活動を行う民間の団体の活動を助けること。

- 二 日常生活に関する温室効果ガスの排出の実例に即して、日常生活に関する温室効果ガスの排出の抑制等のための措置を促進する方策の調査研究を行うこと。
- 三 前号に掲げるもののほか、地球温暖化及び地球温暖化対策に関する調査研究並びに情報及び資料の収集、分析及び提供を行うこと。
- 四 日常生活における利用に伴って温室効果ガスの排出がされる製品又は役務について、当該排出の量に関する情報の収集及び提供を行うこと。
- 五 地域センターの事業について連絡調整を図り、及びこれに従事する者に対する研修を行い、並びに地域センターに対する指導その他の援助を行うこと。
- 六 前各号の事業に附帯する事業
- 3 環境大臣は、第一項の指定をしようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長と協議しなければならない。
- 4 前条第四項、第五項及び第七項の規定は、全国センターについて準用する。この場合において、同条第四項中「都道府県知事等」とあるのは「環境大臣」と、同条第五項中「都道府県知事等」とあるのは「環境大臣」と、「第一項」とあるのは「次条第一項」と、同条第七項中「第一項」とあるのは「次条第一項」と読み替えるものとする。

(地球温暖化対策地域協議会)

- 第二十六条 地方公共団体、地域センター、地球温暖化防止活動推進員、事業者、住民その他の地球温暖化対策の推進を図るための活動を行う者は、日常生活に関する温室効果ガスの排出の抑制等に関し必要となるべき措置について協議するため、地球温暖化対策地域協議会（以下「地域協議会」という。）を組織することができる。
- 2 前項の協議を行うための会議において協議が調った事項については、地域協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。
- 3 前二項に定めるもののほか、地域協議会の運営に関し必要な事項は、地域協議会が定める。

(環境大臣による地球温暖化防止活動の促進)

- 第二十七条 環境大臣は、全国センター、地方公共団体、地域協議会その他関係団体と連携を図りつつ、地球温暖化の現状及び地球温暖化対策に関する知識の普及並びに地球温暖化対策の推進を図るために活動の促進に努めるものとする。

第五章 森林等による吸収作用の保全等

- 第二十八条 政府及び地方公共団体は、地球温暖化対策計画に定められた温室効果ガスの吸収の量に関する目標を達成するため、森林・林業基本法（昭和三十九年法律第百六十一号）第十一一条第一項に規定する森林・林業基本計画その他の森林の整備及び保全又は緑地の保全及び緑化の推進に関する計画に基づき、温室効果ガスの吸収作用の保全及び強化を図るものとする。

第六章 割当量口座簿等

(割当量口座簿の作成等)

- 第二十九条 環境大臣及び経済産業大臣は、京都議定書第七条4に基づく割当量の計算方法に関する国

際的な決定（以下「割当量の計算方法に関する国際的な決定」という。）に従い、割当量口座簿を作成し、算定割当量の取得、保有及び移転（以下「算定割当量の管理」という。）を行うための口座（以下「管理口座」という。）を開設するものとする。

2 割当量口座簿は、その全部を磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもって調製するものとする。

（算定割当量の帰属）

第三十条 算定割当量の帰属は、この章の規定による割当量口座簿の記録により定まるものとする。

（割当量口座簿の記録事項）

第三十一条 割当量口座簿は、次に掲げる口座に区分する。

- 一 國の管理口座
- 二 国内に本店又は主たる事務所（以下「本店等」という。）を有する法人（以下「内国法人」という。）の管理口座
- 2 前項第二号の管理口座は、当該管理口座の名義人（当該管理口座の開設を受けた者をいう。以下「口座名義人」という。）ごとに区分する。
- 3 第一項第二号の管理口座には、次に掲げる事項を記録する。
 - 一 口座名義人の名称、代表者の氏名、本店等の所在地その他環境省令・経済産業省令で定める事項
 - 二 保有する算定割当量の種別（第二条第六項各号の種別をいう。以下同じ。）ごとの数量及び識別番号（算定割当量を一単位ごとに識別するために京都議定書の締約国又は気候変動に関する国際連合枠組条約の事務局（以下「事務局」という。）により付された文字及び数字をいう。以下同じ。）
 - 三 前号の算定割当量の全部又は一部が信託財産であるときは、その旨
 - 四 その他政令で定める事項

（管理口座の開設）

第三十二条 算定割当量の管理を行おうとする内国法人は、環境大臣及び経済産業大臣による管理口座の開設を受けなければならない。

- 2 管理口座は、一の内国法人につき一に限り開設を受けることができるものとする。
- 3 管理口座の開設を受けようとする内国法人は、その名称、代表者の氏名、本店等の所在地その他環境省令・経済産業省令で定める事項を記載した申請書を環境大臣及び経済産業大臣に提出しなければならない。
- 4 前項の申請書には、定款、登記事項証明書その他環境省令・経済産業省令で定める書類を添付しなければならない。
- 5 環境大臣及び経済産業大臣は、第三項の規定による管理口座の開設の申請があった場合には、当該申請書又はその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があるときを除き、遅滞なく、管理口座を開設しなければならない。
- 6 環境大臣及び経済産業大臣は、前項の規定により管理口座を開設したときは、遅滞なく、当該管理口座において算定割当量の管理を行うために必要な事項をその口座名義人に通知しなければならない。

（変更の届出）

第三十三条 口座名義人は、その名称、代表者の氏名、本店等の所在地その他環境省令・経済産業省令

で定める事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を環境大臣及び経済産業大臣に届け出なければならない。

2 前項の届出があった場合には、環境大臣及び経済産業大臣は、遅滞なく、当該記録を変更するものとする。

3 前条第六項の規定は、前項の記録の変更について準用する。

(振替手続)

第三十四条 算定割当量の取得及び移転（以下「振替」という。）は、この条に定めるところにより、環境大臣及び経済産業大臣が、割当量口座簿において、当該算定割当量についての減少又は増加の記録をすることにより行うものとする。

2 算定割当量の振替の申請は、振替によりその管理口座において減少の記録がされる口座名義人が、環境大臣及び経済産業大臣に対して行うものとする。

3 前項の申請をする口座名義人（以下「申請人」という。）は、当該申請において、次に掲げる事項を示さなければならない。

- 一 当該振替において減少又は増加の記録がされるべき算定割当量の種別ごとの数量及び識別番号
- 二 当該振替により増加の記録がされるべき管理口座（第四号に規定する場合を除く。以下「振替先口座」という。）

三 振替先口座が国の管理口座である場合には、当該振替の目的が次の各号のいずれに該当するかの別イ 取消し（割当量の計算方法に関する国際的な決定に基づき、算定割当量を京都議定書第三条の規定に基づく約束の履行に用いることができない状態にすることをいう。）

ロ 償却（割当量の計算方法に関する国際的な決定に基づき、国が算定割当量を京都議定書第三条の規定に基づく約束の履行に用いることをいう。）

ハ 次条第二項の義務を履行する目的

ニ イからハまでに掲げる目的以外の目的

四 京都議定書の他の締約国（以下「他の締約国」という。）に存在する口座への算定割当量の振替を申請する場合には、当該他の締約国名及び当該振替により増加の記録がされるべき口座

4 第二項の申請があった場合には、前項第四号に規定する場合その他環境省令・経済産業省令で定める場合を除き、環境大臣及び経済産業大臣は、遅滞なく、次に掲げる措置をとらなければならない。

一 申請人の管理口座の前項第一号の算定割当量についての減少の記録

二 振替先口座の前項第一号の算定割当量についての増加の記録

5 申請人から第三項第四号に掲げる事項を示す申請があった場合には、環境省令・経済産業省令で定める場合を除き、割当量の計算方法に関する国際的な決定に基づき、環境大臣及び経済産業大臣は、当該他の締約国及び事務局に対し当該振替に係る通知を発するとともに、当該他の締約国及び事務局から当該振替の完了の通知を受けた後に、当該申請人の管理口座の同項第一号の算定割当量についての減少の記録をするものとする。

6 他の締約国又は事務局から割当量口座簿における管理口座への算定割当量の振替を行う旨の通知があった場合には、割当量の計算方法に関する国際的な決定に基づき、環境大臣及び経済産業大臣は、当該管理口座の当該算定割当量についての増加の記録をするものとする。

7 算定割当量の振替は、第二項から前項までの規定によるものほか、環境省令・経済産業省令で定めるところにより、環境大臣及び経済産業大臣に対する官庁又は公署の嘱託により行うことができる。

(植林事業に係る認証された排出削減量に係る措置)

第三十四条の二 環境大臣及び経済産業大臣は、植林事業に係る認証された排出削減量に関する国際的な決定（京都議定書第十二条3（b）に規定する認証された排出削減量のうち新規植林事業又は再植林事業から生ずるものとの取扱いに関する国際的な決定をいう。以下この項において同じ。）に基づき、事務局から特定認証排出削減量（京都議定書第十二条3（b）に規定する認証された排出削減量のうち植林事業に係る認証された排出削減量に関する国際的な決定に基づくものであって、環境省令・経済産業省令で定めるものをいう。以下この条において同じ。）に係る森林の滅失等に伴う措置を求める通知があつた場合には、環境省令・経済産業省令で定めるところにより、当該通知に係る特定認証排出削減量を保有する口座名義人に対し、期限を定めて、当該通知に係る特定認証排出削減量又は当該通知に係る特定認証排出削減量と同量の算定割当量（環境省令・経済産業省令で定めるものを除く。次項において同じ。）の国の管理口座への移転を求める旨の通知をするものとする。

2 前項の通知を受けた口座名義人は、移転の期限までに、当該通知に係る特定認証排出削減量又は当該通知に係る特定認証排出削減量と同量の算定割当量の国の管理口座への移転を行わなければならない。

(算定割当量の譲渡の効力発生要件)

第三十五条 算定割当量の譲渡は、第三十四条の規定に基づく振替により、譲受人がその管理口座に当該譲渡に係る算定割当量の増加の記録を受けなければ、その効力を生じない。

2 他の締約国に存在する口座への算定割当量の振替に関する前項の規定の適用については、当該他の締約国及び事務局からの当該振替の完了の通知を受けたことをもって、同項の増加の記録を受けたものとみなす。

(質権設定の禁止)

第三十六条 算定割当量は、質権の目的とすることはできない。

(算定割当量の信託の対抗要件)

第三十七条 算定割当量については、信託は、政令で定めるところにより、当該信託の受託者がその管理口座において第三十一条第三項第三号の規定による記録を受けなければ、第三者に対抗することができない。

(保有の推定)

第三十八条 国又は口座名義人は、その管理口座における記録がされた算定割当量を適法に保有するものと推定する。

(善意取得)

第三十九条 第三十四条（第六項を除く。）の規定に基づく振替によりその管理口座において算定割当量の増加の記録を受けた国又は口座名義人は、当該算定割当量を取得する。ただし、国又は当該口座名義人に悪意又は重大な過失があるときは、この限りでない。

(割当量口座簿に記録されている事項の証明の請求)

第四十条 口座名義人は、環境大臣及び経済産業大臣に対し、割当量口座簿の自己の管理口座に記録されている事項を証明した書面の交付を請求することができる。

(勧告及び命令)

第四十条の二 環境大臣及び経済産業大臣は、正当な理由がなくて第三十四条の二第二項に規定する国の管理口座への移転を行わない口座名義人があるときは、当該口座名義人に対し、期限を定めて、その移転を行うべき旨の勧告をすることができる。

2 環境大臣及び経済産業大臣は、前項に規定する勧告を受けた口座名義人が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該口座名義人に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

(環境省令・経済産業省令への委任)

第四十一条 この章に定めるもののほか、割当量口座簿における管理口座の開設及び算定割当量の管理その他この章の規定の施行に関し必要な事項は、環境省令・経済産業省令で定める。

第七章 雜則

(措置の実施の状況の把握等)

第四十二条 政府は、地方公共団体及び民間団体等が温室効果ガスの排出の抑制等のための措置（他の者の温室効果ガスの排出の抑制等に寄与するための措置を含む。）の実施の状況を自ら把握し、及び評価することに資するため、把握及び評価の手法の開発並びにその成果の普及に努めるものとする。

(温室効果ガスの排出の量がより少ない日常生活用製品等の普及の促進)

第四十二条の二 政府は、白熱電球に代替する温室効果ガスの排出の量がより少ない光源の使用の促進その他の温室効果ガスの排出の量がより少ない日常生活用製品等の普及の促進を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(この法律の施行に当たっての配慮)

第四十二条の三 環境大臣及び経済産業大臣は、この法律の施行に当たっては、事業者が自主的に行う算定割当量の取得及び国の管理口座への移転並びに事業者が行う他の者の温室効果ガスの排出の抑制等に寄与する取組を促進するよう適切な配慮をするものとする。

(関係行政機関の協力)

第四十三条 環境大臣は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、温室効果ガスの排出の抑制等に資する施策の実施に関し、地球温暖化対策の推進について必要な協力を求めることができる。

2 環境大臣は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、関係都道府県知事に対し、必要な資料の提出又は説明を求めることができる。

(手数料)

第四十四条 次に掲げる者は、政令で定めるところにより、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付しなければならない。

- 一 第二十一条の六第一項のファイル記録事項の開示を受ける者

- 二 第三十二条第三項の管理口座の開設の申請をする者
- 三 第三十四条第二項の振替の申請をする者
- 四 第四十条の書面の交付を請求する者

(磁気ディスクによる報告等)

第四十五条 事業所管大臣は、第二十一条の二第一項の規定による報告、第二十一条の三第一項の請求又は第二十一条の八第一項の規定による提供については、政令で定めるところにより、磁気ディスクにより行わせることができる。

2 事業所管大臣は、第二十一条の三第三項又は第四項の規定による通知については、政令で定めるところにより、磁気ディスクにより行うことができる。

3 主務大臣は、第二十一条の六第一項（第二十一条の八第六項において準用する場合を含む。）の請求又は第二十一条の七（第二十一条の八第六項において準用する場合を含む。）の規定による開示については、政令で定めるところにより、磁気ディスクにより行わせ、又は行うことができる。

(経過措置)

第四十六条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置を定めることができる。

(主務大臣等)

第四十七条 この法律における主務大臣は、環境大臣、経済産業大臣及び事業所管大臣とする。

2 この法律における主務省令は、環境大臣、経済産業大臣及び事業所管大臣の発する命令とする。

3 内閣総理大臣は、この法律による権限（金融庁の所掌に係るものに限り、政令で定めるものを除く。）を金融庁長官に委任する。

4 この法律による主務大臣の権限は、主務省令で定めるところにより、地方支分部局の長に委任することができる。

5 金融庁長官は、政令で定めるところにより、第三項の規定により委任された権限の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

第八章 罰則

第四十八条 第三十二条第三項の規定による申請に虚偽の申請をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者、代理人、使用人その他の従業者が、その法人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対しても、同項の刑を科する。

第四十九条 第二十四条第六項の規定に違反した者は、三十万円以下の罰金に処する。

第五十条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の過料に処する。

- 一 第二十一条の二第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 二 第三十三条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 三 第四十条の二第二項の規定による命令に違反した者

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条、第二条第一項、第二項及び第四項並びに第三条から第六条までの規定は、公布の日から施行する。

(検討)

第二条 政府は、京都議定書第六条1に規定する事業、京都議定書第十二条1に規定する低排出型の開発の制度及び京都議定書第十七条に規定する排出量取引を活用するための制度の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第三条 政府は、事業者による温室効果ガスの排出量その他の事業活動に伴って排出する温室効果ガスに係る情報に關し、投資、製品等の利用その他の行為をするに当たって当該情報を利用する事業者、国民等に対する当該事業活動を行う事業者による提供の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、日常生活に関する温室効果ガスの排出を抑制する観点から、国民の生活様式等の改善を促進するために必要な施策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第四条 政府は、平成二十七年までに、長期的展望に立ち、国際的に認められた知見を踏まえ、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて法制上の措置その他の必要な措置を講ずるものとする。>

附 則 (平成一一年一二月二二日法律第一六〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則 (平成一四年六月七日法律第六一号)

この法律は、気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書が日本国について効力を生ずる日から施行する。ただし、第十六条を第三十二条とし、第十五条を第三十一条とし、第十四条を第三十条とする改正規定、第十二条の次に二条、一章、章名及び一条を加える改正規定（第二十六条、第二十七条及び第二十九条に係る部分に限る。）並びに第十一条及び第十条の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一七年六月一七日法律第六一号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律による改正後の地球温暖化対策の推進に関する法律第二十一条の二第一項の規定は、平成十九年度以降に行う同項に規定する報告について適用する。

附 則 (平成一七年八月一〇日法律第九三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、附則第十六条の規定は、この法律の公布の日又は地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成十七年法律第六十一号）の公布の日のいづれか遅い日から施行する。

附 則 (平成一八年六月二日法律第五〇号)

この法律は、一般社団・財団法人法の施行の日から施行する。

附 則 (平成一八年六月七日法律第五七号)

この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第二条、第三条、第七条及び第八条の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二〇年五月三〇日法律第四七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、附則第五条の規定はこの法律の公布の日から、第二条並びに次条並びに附則第三条、第八条及び第九条の規定は平成二十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成二〇年六月一三日法律第六七号)

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第八条、第九条及び第二十一条の改正規定、同条を第二十条の三とし、同条の次に四条を加える改正規定（第二十条の四に係る部分に限る。）、第二十九条及び第三十四条の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、第三十五条の改正規定、第四十条の次に一条を加える改正規定並びに第四十七条及び第五十条の改正規定 公布の日

二 第二十条の三の次に四条を加える改正規定（第二十条の五から第二十一条までに係る部分に限る。）
公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

三 第二十三条から第二十六条まで及び第四十九条の改正規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

（温室効果ガス算定排出量の報告に関する経過措置）

第二条 この法律による改正後の地球温暖化対策の推進に関する法律第二十一条の二から第二十一条の四まで及び第二十一条の十の規定は、平成二十二年度以降において報告すべき同法第二十一条の二第三項に規定する温室効果ガス算定排出量について適用し、平成二十一年度において報告すべき同項に規定する温室効果ガス算定排出量については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第三条 この法律の施行前にした行為及び前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （平成二三年六月二四日法律第七四号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附 則 （平成二五年五月二四日法律第一八号）

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条第三項に一号を加える改正規定は、平成二十七年四月一日から施行する。

（政令への委任）

2 この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （平成二五年五月三一日法律第二五号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成二六年五月三〇日法律第四二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 目次の改正規定（「第二節 中核市に関する特例 第三節 特例市に関する特例」を「第二節 中核市に関する特例」に改める部分に限る。）、第二百五十二条の二十二第一項の改正規定、第二編第十二章第三節を削る改正規定、第二百六十条の三十八を第二百六十条の四十とする改正規定及び第二百六十条の三十七の次に二条を加える改正規定並びに次条、附則第三条、第三十三条、第三十四条、第四十条、第四十一条、第四十五条から第四十八条まで、第五十一条、第五十二条、第五十四条、第五十五条、第五十八条、第五十九条、第六十三条、第六十四条、第六十八条、第六十九条及び第七十一条から第七十五条までの規定 平成二十七年四月一日

（地球温暖化対策の推進に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第五十九条 施行時特例市に対する前条の規定による改正後の地球温暖化対策の推進に関する法律第二十条の三第三項の規定の適用については、同項中「及び同法」とあるのは「、同法」と、「中核市」とあるのは「中核市及び地方自治法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十二号）附則第二条に規定する施行時特例市」とする。

うるま市地球温暖化対策実行計画推進本部設置規程

平成24年3月21日

訓令第6号

改正 平成27年5月15日訓令第22号

(設置)

第1条 うるま市の実施する事務事業及びうるま市域から発生する温室効果ガス排出の抑制を図り、環境に配慮した取組を実行するため、うるま市地球温暖化対策実行計画推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) うるま市地球温暖化対策実行計画（以下「実行計画」という。）の推進に関すること。
- (2) 実行計画の決定、変更及び公表に関する必要な事項についての報告に関すること。
- (3) 実行計画の進行管理に関すること。
- (4) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、副市長をもって充てる。
- 3 副本部長は、教育長及び市民部長をもって充てる。
- 4 本部員は、各部局の部長職をもって充てる。
- 5 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 推進本部の会議は、必要に応じて本部長が招集し、本部長が議長となる。

- 2 本部長は、必要に応じて関係職員に推進本部会議への出席を求めることができる。

(推進本部事務局)

第5条 推進本部の事務局は、市民部環境課が行う。

- 2 事務局は、推進本部の庶務を執り行う。

(推進会議)

第6条 推進本部の下にうるま市地球温暖化対策実行計画推進会議（以下「推進会議」という。）を置くものとする。

- 2 推進会議は、各部局に設置する。
- 3 推進会議は、議長、副議長及び構成員をもって組織する。
- 4 推進会議は、推進本部を補佐し、推進本部に付議すべき事案について、協議及び調整する。
- 5 議長は、各部局の部長職をもって充て、副議長は、各部局の主管課長をもって充てる。
- 6 推進会議は、必要に応じて議長が招集する。
- 7 副議長は、議長を補佐し、議長に事故あるとき、又は議長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 8 構成員は、各部局に所属する各課長級で構成する。
- 9 議長は、必要に応じて関係職員に推進会議への出席を求めることができる。
- 10 推進会議の庶務は、主管課において執り行う。

(補則)

第7条 この訓令に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成27年5月15日訓令第22号）

この訓令は、平成27年5月15日から施行する。